

令和7年9月定例会

環境農林水産常任委員会会議録

令和7年9月18日・22日

場 所 第4委員会室

令和7年9月18日(木曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)

○議案第12号 工事請負契約の変更について

○議案第16号 国営大淀川右岸施設機能保全事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・県が出資している法人等の経営状況について
一般社団法人宮崎県林業公社
公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター
公益社団法人宮崎県農業振興公社
一般財団法人宮崎県内水面振興センター
一般財団法人宮崎県水産振興協会
一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金
協会
一般社団法人宮崎県家畜改良事業団
一般社団法人宮崎県酪農公社

○その他報告事項

- ・第四次宮崎県環境基本計画に基づく令和6年度の取組について
- ・第八次宮崎県森林・林業長期計画に基づく令和6年度の取組について
- ・第八次宮崎県森林・林業長期計画(改定計画)の素案について
- ・宮崎県森林環境税の継続について
- ・野生鳥獣による農林作物等の令和6年度被害額について
- ・第八次宮崎県農業・農村振興長期計画 令和

6年度の主な取組について

- ・第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画 令和6年度の主な取組について
- ・野生鳥獣による農林作物等の令和6年度被害額について

○閉会中の継続審査について

出席委員(7人)

委 員 長	川 添 博
副 委 員 長	下 沖 篤 史
委 員	山 下 博 三
委 員	二 見 康 之
委 員	野 崎 幸 士
委 員	井 本 英 雄
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	長 倉 佐知子
環境森林部次長 (総括)	塩 田 康 一
環境森林部次長 (技術担当)	右 田 憲史郎
環境森林課長	川 越 勉
再造林推進室長	鳥 原 賢 治
環境管理課長	黒 木 誠
循環社会推進課長	長 友 和 也
自然環境課長	太田原 潤 一
森林經營課長	宮 川 美 品
山村・木材振興課長	笹 山 寿 樹
みやざきスギ 活用推進室長	川 本 芳 光
林業技術センター所長	松 永 雅 春
木材利用技術 センター所長	川 畑 昭 一

農林水産部

農政水産部長	児玉憲明
農政水産部次長 (総括)	原田大志
県参事兼農政水産部次長 (技術担当)	柳田敬
畜産局長	林田宏昭
農村振興局長	戸高久吉
水産局長	西府稔也
農政企画課長	梶原正太郎
団体指導検査課長	田村真一
農業流通ブランド課長	押川裕文
農業普及技術課長	吉野史男
農産園芸課長	白石浩司
畜産振興課長	鴨田和広
家畜防疫対策課長	坂元和樹
農村計画課長	井上周二
農村整備課長	山内敏雄
担い手農地対策課長	堀之内修
水産政策課長	西田貴亮
漁業管理課長	安田広志
漁港漁場整備室長	宇治橋正行
工事検査監	永野浩一
総合農業試験場長	下田透
畜産試験場長	水野和幸
県立農業大学校長	戸高和也
水産試験場長	大村英二

事務局職員出席者

議事課主事	黒木燿一朗
議事課主任主事	前鶴彩友

○川添委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、御覧のとおりであります、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の説明を求めます。

なお、委員の質疑は部長の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○長倉環境森林部長 環境森林部でございます。

初めに、今月4日に発生しました台風第15号により、けがや住宅への浸水など被害に遭われた県民の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

森林・林業関係の被害状況につきましては、現時点で県北部及び西都・児湯地区を中心に、山腹崩壊などの林地被害等14か所、のり面崩壊などの林道被害15路線16か所を確認しております。いずれも人命や人家への被害は確認されておりません。

当部といたしましては、国や市町村、関係機関と連携しながら、早期復旧に向けて迅速に対応してまいります。

それでは、座って説明をさせていただきます。

資料2ページの目次を御覧ください。

本日、御審議いただきます議案は、Iの予算議案として、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」であります。

そのほか、IIの報告事項として、地方自治法及び宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例に基づき、県が出資している法人のうち、

当部が所管する法人の経営状況について報告いたします。

また、Ⅲのその他報告事項として、第四次宮崎県環境基本計画に基づく令和6年度の取組についてなど、5項目について報告をいたします。

それでは、予算議案について説明いたしますので、3ページをお願いします。

繰越明許費補正についてであります。

まず、これは「森林環境保全整備事業」と「山のみち地域づくり交付金事業」の2事業について、関連工事の遅れにより、翌年度への繰越しが必要になるもので、合計で1億円の繰越しをお願いするものであります。

次に、変更であります、「地方創生道整備推進交付金事業」について、関係機関との調整等に日時を要したことから、翌年度への繰越しが必要になるもので、4億7,000万円の繰越額の増額をお願いするものであります。

予算議案の説明については、以上です。

○川添委員長 部長の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 次に報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○宮川森林経営課長 資料の4ページを御覧ください。

県が出資している法人等の経営状況について、私からは、一般社団法人宮崎県林業公社について説明いたします。

林業公社は、(1)の設立の目的にありますように、造林、育林等の事業を通して、県土の保全等を図り、もって、地域経済の振興と住民の福祉の向上に寄与することを目的として、昭

和42年に設立されております。

(2)の社員につきましては、県と12市町村、4森林組合など、合わせて19団体であります。

(3)の組織につきましては、令和7年4月1日現在で役員は15名、職員は7名。

(4)の出資状況につきましては、総出資額は1,350万円で、このうち県出資金が500万円、出資比率は37%となっております。

それでは、次に、令和7年9月県議会定例会提出報告書、冊子の報告書33ページを御覧ください。

まず、令和6年度事業報告についてであります。

1の事業概要ですが、林業公社では、令和5年3月に改訂しました第4期経営計画(改訂計画)に基づき、経営改善に努めながら、以下の(1)～(5)にありますように、計画的な主伐販売や、補助事業を活用した利用間伐などの業務に取り組んでおります。

次に34ページを御覧ください。

2の事業実績ですが、令和6年度は、(1)の間伐による分収林の適正な管理や、(2)作業路開設による生産性の向上などに取り組んでおります。

次に、財務状況等について155ページを御覧ください。

令和7年度宮崎県出資法人等経営評価報告書で御説明いたします。

初めに、中ほどの県関与の状況であります。

人的支援では、右側の令和7年度の欄のとおり、合計15名の役員のうち、常勤役員は県退職者が1名、非常勤役員は県職員が2名、県退職者が2名となっております。

また、合計7名の職員のうち、県職員が2名、県退職者が1名となっております。

その下の財政支出等についてですが、令和6年度は、県補助金が3,853万5,000円のほか、右側の欄、公社への無利子貸付けになります。県借入金残高は、令和6年度末現在292億9,282万7,000円、その下の県の損失補償契約等に基づく債務残高が30億5,783万2,000円となっております。

次に、主な県財政支出の内容ですが、①の林業公社貸付金が、令和6年度は7億2,758万4,000円となっております。

次に、活動指標ですが、2つの指標を掲げており、①の契約延長面積は、達成度52%、②の再造林率は、達成度77.2%となっております。

次に156ページを御覧ください。

財務状況ですが、左側の正味財産増減計算書、令和6年度の欄を御覧ください。

上から3行目の当期経常増減額は、マイナス2,441万3,000円と昨年度から改善しております。これは、主伐売上収入が増加したためであります。

上から6行目の当期経常外増減額は、マイナス6億6,317万7,000円となっており、この結果、当期一般正味財産増減額は、マイナス6億8,766万1,000円となっております。これは、令和6年度に売り払った分収林のこれまでに要した経費を主伐の売上額が下回ったことなどによるものであります。

よって、これに一般正味財産期首残高を加えた一般正味財産期末残高は、マイナス133億673万3,000円となっております。

次に、表右側の貸借対照表の令和6年度の欄を御覧ください。

資産の合計から負債の合計を差し引いた正味財産は、マイナス133億673万3,000円となっております。

次に、その下の財務指標ですが、①の年度末資金残高、②の主間伐等収入、③の経営改善効果額のいずれも目標を上回っております。

次に、一番下の枠、総合評価を御覧ください。右側の県の評価であります。

主間伐等の収入については、目標値を上回る結果となったものの、これまでの森林造成に要した経費を賄うほどの収入が確保できていない状況にございまして、約133億円の債務超過にあります。

今後とも、公社に対しまして、さらなる経営努力を求めるとともに、一層の収支改善が図られるよう、厳しく指導・監督を行うこととしております。

続きまして、公社の単年度収支の状況等について説明いたします。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

(6) 収支実績①にありますように、林業公社は第4期経営計画（改訂計画）に基づき、経営改善に取り組んでいるところであります。

次に、②の令和6年度の収支計画及び実績ですが、その右側の表1を御覧ください。

計画期間中の各年度の単年度収支の計画と実績であります。

太枠で囲っております令和6年度は、間伐及び補助金等収入などは、計画を下回ったものの計画を上回る伐採収入を確保しており、その収益で繰上償還を行うとともに、年度末資金残高は表の一番下にありますように、目標を上回る約3億6,200万円を確保しております。

○笹山山村・木材振興課長 常任委員会資料の6ページをお開きください。

公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターについて御報告いたします。

(1) の設立の目的ですが、当センターは、

高性能林業機械の共同利用や、林業事業体の雇用改善、新たな林業就業者への支援等を行い、低コスト林業の促進や林業労働力の確保を目的に、平成7年に設立されております。

(2) の会員ですが、県、宮崎県森林組合連合会、宮崎県造林素材生産事業協同組合の3団体で構成されております。

(3) の組織ですが、役員は8名、職員は1名であります。

(4) の出資の状況ですが、総額は900万円で、このうち県の出捐金は400万円となっております。

(5) の特記事項でありますと、当センターは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、林業事業体への支援を行う林業労働力確保支援センターとして知事の指定を受けております。

なお、当センターが行う林業就業の相談・指導業務や高性能林業機械の共同利用業務などは、この法律に基づく業務であります。

次に、別冊の令和7年度9月定例県議会提出報告書の157ページをお開きください。

経営評価報告書を御説明いたします。

県関与の状況の財政支出等ですが、令和6年度の県委託料は1,798万8,000円、県補助金は525万3,000円であります。

次に、一番下の表、活動指標ですが、①の相談件数及び各種講習会・研修会等参加者数については、目標値375人に対し、令和6年度の実績は547人で、145.9%の達成状況となっております。

また、②の共同利用機械実働平均稼働月数については、目標値9.4か月に対し、令和6年度の実績は10.1か月で目標を上回っております。

158ページをお開きください。

上段の財務状況について、左側の正味財産増

減計算書の令和6年度の欄を御覧ください。

表の真ん中あたりの当期一般正味財産増減額は、高性能林業機械の老朽化に伴い、修理・部品交換に関する費用等が生じたことから、1,227万5,000円の減少となり、その結果、一番下の正味財産期末残高は1億4,253万1,000円となっております。

右側の貸借対照表の一番右、令和6年度の欄を御覧ください。

1行目の資産は、1億5,006万1,000円、3つ下の負債は753万円で、この結果、3つ下にあります資産から負債を引いた正味財産は、1億4,253万1,000円となっております。

その下の表の財務指標を御覧ください。

①の自己収入比率は、目標値50%に対し、実績値52.7%と目標を達成しております。

最後に、一番下の表の総合評価の右側、県の評価ですが、先ほど説明しました活動指標の中で、新規就業者や林業事業体を対象とした相談件数及び各種講習会等の参加者数については、目標を達成しておりますが、今後、人口減少、高齢化に伴い林業就業者数は少なくなることが見込まれますので、引き続き、当センターが行う就業関係の事業については、みやざき林業大학교のPR等も含め、新規就業希望者への情報発信を強化してまいります。

また、目標を上回った高性能林業機械の共同利用の平均稼働月数については、稼働率維持のため、今後も引き続き、その効率的な管理・運営を図っていく必要があると考えております。

財務につきましては、御説明しましたとおり、自己収入比率が目標値を上回っており、公益法人として一定の自立性を確保しているものと評価しております。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしまし

た。

報告事項について質疑はございませんか。

○二見委員 林業公社について、台風等で間伐作業ができなかったという説明でしたが、年間計画があると思います。今回、ほかの主伐面積を広げたことで、収入は確保したという説明でしたけれども、それは繰り上げして材木を切つただけであって、後の収入が減るという見方もあると思うんです。台風等の影響もあると思いますが、当初の主伐面積がどれぐらいで、これがどれくらい増えた実績になったのか。また、今後、間伐ができなかったところは作業していく計画なのか説明をお願いします。

○宮川森林経営課長 間伐については収入計画を下回る実績でございます。理由としまして、主伐志向が高まっている中、所有者と交渉して計画していたところですが、その中の約63ヘクタールが台風の影響により間伐ができなかった状況です。計画としましては、計画量150ヘクタールに対して実績が約100ヘクタールになります。台風の影響により間伐ができなかった箇所の一部については、道の復旧後、間伐を少し実施しておりますので、復旧の状況を踏まえながら間伐の実施に取り組んでいきたいと思っているところです。

間伐の収入が減少した分、やむを得ず主伐収入に頼るところがありまして、計画量が180ヘクタールだったことに対して、令和6年度の実績が182ヘクタールの実績でございます。これについて、主伐による収入を確保したところでございますけれども、計画どおりの事業実施は進めていく必要がありますので、計画量より高い収益を確保しながら鋭意取り組んでいるところでございます。

○二見委員 県として努力されていることは理

解しているけれども、計画と実績をしっかりと見ていくのが重要だと思います。

年間を通じて木材価格の変動、過去の数年間ににおける推移、分収政策は相手方もいますので、そのあたりを考慮して計画を立てる必要があると思います。今後の見通しなど、計画は順調に進んでいると考えているのでしょうか。

○宮川森林経営課長 今後の見通しについてですが、133億円の債務超過があったことから厳しい経営状況でございます。現在、第4期経営計画の改訂計画に基づいて実施しているとですけれども、県としましても、毎月、公社と計画の実行について着実に実施するよう、監督・指導しているところでございます。計画としましては、今回、間伐収入等が得られない分、主伐しましたが、計画どおり進んでいると考えているところです。

○二見委員 この計画が終わる頃に、実は大きく違っていたなどならないようにしていただきたい。

○宮川森林経営課長 単年度収支黒字という目標、年度末資金残高確保ということで計画どおりいっていますので、計画どおり進んでいると考えているところです。

○二見委員 単年度で赤字を出さないでやることも大事だけれども、長期計画は先のある話です。資金繰りが非常に厳しい中で赤字にならないようにする努力も分かるけれども、長期的に見たときに今だけが良いというのは本末転倒だから、計画と実績を見ていただきたいと思います。

○山下委員 林業公社は、どれくらいの樹齢の木を切っているのでしょうか。

○宮川森林経営課長 令和6年度主伐面積が282ヘクタールであり、公社営林の資源状況ですが、

公社営林7,200ヘクタールあり、41年生以上の森林を主伐している状況です。

○山下委員 41年生を切っているということは、需要のある材ですよね。10年ぐらい材の価値が上向いてきて、これで収支がよくならないことには改善の余地がないと思うんです。この136ヘクタールの中で、大体40年生の森林だったら1ヘクタール当たり500立米ぐらいあるのでしょうか。

○宮川森林経営課長 1ヘクタール当たり514立米でございます。

○山下委員 売上げはどれぐらいになっているのでしょうか。

○宮川森林経営課長 主伐の売上収入が5億9,105万7,000円です。

○山下委員 約6億円ですが、これ立米だとどれくらいの売り上げになるのでしょうか。

○宮川森林経営課長 林業公社は立木での売払いですので、1ヘクタール当たり約200万円、立米で計算しますと3,922円です。

○山下委員 入札の仕方はどのようにやっていきましょうか。

○宮川森林経営課長 林業公社の公売ですけれども、県内の素材生産業者から応札をいただいているいます。

○山下委員 競争入札が行われているという理解でよろしいでしょうか。

○宮川森林経営課長 おっしゃるとおり、公売をかけていますので、競争入札でやっております。

○山下委員 宮崎県の杉の生産量は、長い間、日本1位ですが、毎年この林業公社に搬出される材は年間どれくらいあるのでしょうか。

○川本みやざきスギ活用推進室長 令和6年の杉の素材生産量でございますが、172万8,000立

米になります。

○山下委員 杉は、林業公社に出している材の何割ぐらい占めていますか。

○川本みやざきスギ活用推進室長 先ほど杉の素材生産量を申し上げましたが、県内の全体の素材の生産量で言えば190万立米でございます。そのうちの172万8,000立米が杉ということになってございます。

○山下委員 残りはヒノキでしょうか。

○宮川森林経営課長 林業公社の令和6年度の主伐の売払いの材積でございますけれども、15万720立米でございます。

○山下委員 15万立米ということは1割にも至っていないということでしょうか。

○宮川森林経営課長 15万立米ですので、8%でございます。

○山下委員 この材は、県内の市場出荷になっているのか県外に出荷されるのでしょうか。

○宮川森林経営課長 林業公社は、立木での売払いですので、落札した業者がどこに持っていくかは把握していないところでございます。

○山下委員 これまでの売払単価は、どれくらいの相場になっているのでしょうか。

○宮川森林経営課長 過去の売払単価でございますけれども、令和5年が3,733円、令和4年が4,572円になります。

○山下委員 4,500円になったのは、いつからでしょうか。

○宮川森林経営課長 令和4年度が4,572円、令和3年度も4,544円です。

○山下委員 立木で売る場合は大体それくらいの相場になるのでしょうか。

○宮川森林経営課長 令和6年度が3,922円と約4,000円ですけれども、公社の山は手入れが行き届いていることから、高い価格で売れていると

考えています。

○山下委員 樹齢40年で510立米ある場合に、ヘクタール200万円くらいでしょうか。

○宮川森林経営課長 ヘクタール当たりでいきますと209万2,000円になります。

○山下委員 これを民間ベースにしたとき、10アール当たり20万円だと、一般の人たちが再造林可能な値段ではないと思います。例えば、再造林、民有林あたりが推進できる価格形成ができるのか、何か見解を持っていますでしょうか。

○宮川森林経営課長 公社は分収契約をやっていたところですが、その後の取組としまして、再造林を進めることが重要と考えております。県でも今、プロジェクトを進めておりますけれども、公社が施業受委託をすることで高率補助が得られるので、そのような補助事業を導入しながら再造林を進めていく働きかけをやっているところです。あと、昨年度から県ではかさ上げ補助事業を行っていまして、所有者負担費が10%でございます。その事業も併せて主伐箇所の所有者に対して働きかけを行って、実施主体である森林組合と連携しながら再造林を進めることとしております。

○二見委員 1ヘクタール当たり200万円で売れて、分収林ですから公社と所有者で分けると思います。所有者が残ったお金で再造林したときに、幾ら手元にお金が残るんですか。公社で補助事業があるにしても、所有者に売上金が残ってそこから再造林の費用を出した場合、幾ら手元に残るのか令和6年度ベースで教えてください。

○宮川森林経営課長 200万円で売れまして、分収割合が6対4で、4割が所有者に戻ることになりますので、ヘクタール当たり80万円になります。

再造林に必要な経費については、ヘクタール当たり200万円として、補助事業を使って事業を実施する場合、所有者の手出しが10%ですので、ヘクタール当たり20万円になります。

○二見委員 その後、下刈りとかをしていく必要があると思いますが、それらを含めるとどのようになるのでしょうか。

○宮川森林経営課長 ヘクタール当たり200万円は造林経費でございます。下刈りがヘクタール当たり約80万円かかるので、下刈りを含めますと——下刈りを3回として考えていますけれども、280万円の1割で28万円になります。

○下沖副委員長 再造林に関連してなんですかれども、報告書155ページ、再造林率について、計画をつくったのが2021年で10年間の事業計画と思います。その中で目標値ですけれども、155ページの一番下に、再造林率の目標値が80%になっています。これは県として日本一の90%を掲げている中で、変更とかは検討されないのでしょうか。あと実績値が61.8%となっており、何か問題があれば教えてください。

○宮川森林経営課長 再造林率の目標値の80%の根拠でございますけれども、現在、県ではグリーン成長プロジェクトとして90%を目標にしておりますが、第八次宮崎県森林・林業長期計画の目標値が80%でありまして、その目標値を公社は目標しております。ただ、長期計画の見直しを今年度やる予定ですので、その見直しに伴って公社の目標値も変更を検討することとしております。

それと再造林率の実績値が61.8%の理由でございますが、林業公社営林は、やはり森林所有者が自ら行えない奥地の森林を分収契約して進めてきたものでございますので、現場としましては奥地にあること、面積が大きいということ

など、主伐後の契約を解除して、それから公社土地の再造林を所有者にも働きかけているところです。しかしながら、所有者の高齢化、代替わりをして管理する人がいないなど、お声を聞いていているので、しっかり森林組合と連携して再造林を進めるように取り組んでいきたいと考えております。

また、アンケート調査を実施しております、主伐後、再造林するために働きかけをしているところでございます。

○下沖副委員長 報告書34ページの森林施業受託事業は事業実績がゼロですが、来年度の植栽及び保育の目標が120ヘクタールとしており、実績と今年度の目標値で大幅な乖離がある理由を教えてください。

○宮川森林経営課長 (6) 森林施業受託事業の実績はゼロでございます。これは先ほどの伐採後の再造林を進める取組を公社が計画しておりましたが、実施に至らなかつたということございます。理由としましては、林業公社が実施する場合でも高率補助になるのですが、さらに高率の90%の補助事業が創設されており、森林組合と連携を取りながら、所有者の負担が少ない事業に取り組んだ結果、実績に至らなかつたということになります。

令和7年度の目標値でございますけれども、令和4年度に第四次経営計画を策定しておりますが、そのときに5か年の植栽、下刈り等の計画を毎年立てて計上しています。

○下沖副委員長 これだけの面積がある中で、人数が変わらないのに、事業計画自体ができるのでしょうか。

○宮川森林経営課長 施業受託の120ヘクタールとあるんですけれど、植栽と下刈りの面積につきましては、第4期計画、改訂計画の目標を挙

げております、所有者への働きかけによる造林事業でございます。

事業をする上で林業公社が自らやるのではなくて、森林組合に委託しますので問題ないと考えております。

○井本委員 林業公社は昭和42年に創設されているが、県北だけとしている理由があつたら教えてください。

○宮川森林経営課長 戦後、木材需要が望まれる中、伐採後造林をしなければならないという状況で、県南地区については造林が進んできたところですが、県北地区については、対象林が奥地化していました。また、所有者が自ら植えるように働きかけたとしても、労働力の面で非常に問題があったので、国は、分収林特別措置法を制定して、分収契約に基づいて植林を進める取組を国策で行ってきましたところであります。

○井本委員 県北のほうは林業者が少なかつたということですか。

○宮川森林経営課長 少なかつたというわけではございません。若い方々、林業される方が都市部に流出したこともあり、労働力が低下しているという状況もございまして、進まなかつたということございます。

○右田環境森林部次長(技術担当) 森林経営課長が説明した内容に加えまして、県南はもともと国有林が多いところがあり、県北は民有林が圧倒的に多い状況です。先ほど説明がありましたように、全国的に拡大造林を積極的に進めていくという機運が高まりまして、県北が広葉樹林、当時は薪炭林とかが非常に伐採されていたということで、県北にそういった山が多かつた。それを拡大造林で民有林、薪炭林を伐採して針葉樹に変えていくことで、県北を中心に林業公社があると聞いております。

○山下委員　過去、宮崎県は拡大造林のために山の頂点までしており、全国どこを見ても、宮崎県ほど拡大造林が進んでいるところはないと思うんです。拡大造林したおかげで、今、森林資源の恩恵を受けているけれども、そのひずみも出てきていると思います。鹿、イノシシ、猿の被害も出てきており、山に高性能機械を入れても、大雨が降ると山腹崩壊が起きてしまう。今後の政策として、林業公社の役割、価格の問題も踏まえて、全体的な林業政策の在り方を考えていってほしいと思います。

○井本委員　再造林について、山の頂点まで杉を植えるのは、考え直す必要があると思います。伐採するのも大変ですし、道を整備などすることで、山の水が濁ったりします。だから山の上のほうは広葉樹林などをそのままにすること、30年たてば元どおりになると思います。そのような計画を立てて、切り出しやすい再造林をすべきだと思います。

○右田環境森林部次長（技術担当）　林業を取り巻く情勢は人口減少社会を迎えておりまして、いろんな課題が出てきております。その中で今、井本委員がおっしゃったように、人口減少の中で、戦後、拡大造林された山をどのように管理していくのかを考えながら、後ほど、長期計画のほうでも説明していきたいと考えております。

○井本委員　第1次産業から第2次産業、第2次から第3次と付加価値の高いほうに産業は流れるに決まっています。第1次産業は少なくなった分を機械化などすることで、効率よくしていく必要があると思います。人をどのくらい育てるかということもよく計算しながら、今後の大きなシミュレーションをつくって、人の確保もよろしくお願いしますね。

○二見委員　先ほど井本委員からもあったよう

に、どこをどのように造林していくのか、自然林に戻していくのかといったことが、この日本一プロジェクトの中に記載されていましたでしょうか。伐採したら植えるという、再造林率や数字しか追い求めていないというイメージがあったんだけれども、どこをどのようにゾーニングするとか、そういうものを今後つくるということでしょうか。

○右田環境森林部次長（技術担当）　ゾーニングというお話ですけれども、この再造林推進条例を定めさせていただきましたが、その中で宮崎県の山をどのようにしていくのか——山をどう管理していくのか、山づくりをどうしていくのかを委員の皆様からも御意見等をいたしましたところでございます。

今回、長期計画の見直しのタイミングということで、今まで経験したことのない人口減少社会を迎えて、住宅の着工棟数も減っている状況です。これから宮崎県の山をどうしていくのかということを考えた場合に、採算が取れる山を優先的にしっかりと経営管理していく収益を得ていく。それ以外の山については、あまり手のかからない広葉樹などを植えて、自然に戻しながら、そこにまた動物などが住むなどしてゾーニングをしていかなくてはいけない。宮崎県の山を効率的に管理していくという観点も含めながら、ゾーニングという考えが出てきたところであります。

○二見委員　再造林の面積だけではなく、県民に説明していくためのデータなどを、皆さんができるように表現して計画にまとめていくのか楽しみにしています。

○井本委員　人間中心の経済的効果だけを考えるのではなくて、動物と共生していくなどの発想をもってやるべきだと思います。

○右田環境森林部次長（技術担当） 今、委員の皆様からいただいた御意見をまた反映しながら、生態系というところも非常に重要でありますので、そういったところも加えながら、長期計画のほうを検討してまいりたいと考えております。

○川添委員長 ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願ひいたします。

○川越環境森林課長 常任委員会資料の7ページを御覧ください。

3、その他報告事項の第四次宮崎県環境基本計画に基づく令和6年度の取組について、御報告いたします。

（1）の計画の概要にありますとおり、計画期間は令和3～12年度の10年間であり、長期的な目標として、「ひと・自然・地域がともに輝く持続可能なみやざき」を掲げ、分野別に①～⑥の6項目を柱として施策を展開しております。

（2）令和6年度の主な取組状況についてですが、まず①脱炭素社会の構築における、アの温室効果ガス排出削減では、温室効果ガスの排出削減に向けて、枠組みにありますとおり、普及啓発活動や事業者向け排出量可視化支援などに取り組んだところであります。

8ページを御覧ください。

イの再生可能エネルギー等の導入促進では、個人・事業者への太陽光発電設備等の導入補助や、脱炭素に資する県内研究グループへの開発支援など、ウの二酸化炭素吸収源対策では、森林整備への支援や企業の森づくりの協定締結など、エの気候変動への適応では、啓発紙の発

行・配付や野生鳥獣類対策施設の整備などを行ったところであります。

9ページを御覧ください。

脱炭素社会の構築の主な指標と実績を記載しております。

主な指標と実績につきましては、説明を割愛させていただきますので、後ほど御覧ください。

次に、10ページを御覧ください。

②循環型社会の形成についてです。

アの4Rの推進では、ごみ減量化テキストの電子ブック作成や、みやざきリサイクル製品の認定など、イの廃棄物の適正処理の推進では、産業廃棄物の排出事業者向け講習会等の開催や、産業廃棄物の不適正処理等に対する行政指導など、ウの食品ロスの削減では、普及啓発イベントの実施や、食べきり協力店舗への支援など、エの環境にやさしい製品の利用促進では、木造設計を行う建築士へのセミナー開催や、みやざき木づかい県民会議の開催などを行ったところであります。

12ページを御覧ください。

③地球環境、大気・水環境等の保全について、アの地球環境、大気環境の保全では、大気汚染の常時監視や、工場・事業場への立入検査など、イの水環境の保全では、公共用水域及び地下水の水質環境基準等の監視や、浄化槽設置者講習会の開催などを行ったところであります。

13ページを御覧ください。

ウの化学物質対策では、ダイオキシン類の環境調査や、事業者に対する監視・指導など、エの環境負荷の低減等では、土呂久地区住民の健康観察検診などを行ったところであります。

次に15ページを御覧ください。

④生物多様性の保全につきまして、アの生物多様性の確保では、野生動植物生息状況等調査

の実施など、イの多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりでは、森林ボランティア団体等への活動支援や、技能者の育成など、ウの自然豊かな水辺の保全と創出では、在来種保全のための外来魚の駆除など、エの自然とのふれあいや配慮では、ひなもり台県民ふれあいの森の管理運営や、国立公園等の施設整備などに取り組んだところであります。

次に17ページを御覧ください。

⑤環境保全のために行動する人づくりにつきまして、アの環境教育の推進では、県が設置している環境情報センターによる環境講座及び出前研修の実施や、学校・地域における森林環境教育等への支援など、イの環境保全活動の推進では、県民総ぐるみで行う環境美化活動「クリーンアップ宮崎」などの取組を行ったところであります。

次に19ページを御覧ください。

⑥環境と調和した地域・社会づくりにつきまして、アの環境にやさしい地域・産業づくりでは、適切かつ効率的な森林施業のための、林道や作業道の整備など、イの快適な生活空間の創出では、国県道における植栽管理や無電柱化の推進などに取り組んだところであります。

第四次宮崎県環境基本計画に基づく令和6年度の取組についての説明は以上であります。

続きまして、21ページをお開きください。

第八次宮崎県森林・林業長期計画に基づく令和6年度の取組についてです。

(1) のとおり、計画期間は令和3～12年度の10年間であり、基本目標に「持続可能なみやざきの森林・林業・木材産業の確立～多様な森林づくりとイノベーションを通じて～」を掲げまして、分野別に①～③の3項目を柱として施策を展開しております。

(2) の令和6年度の主な取組状況につきまして、①多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりにおける、ア、適切な森林管理の推進では、枠囲みにありますとおり、県内5つの地域のうち、広渡川に係る地域森林計画の樹立やみやざき森林経営管理支援センターの設置・運営などに取り組んでおります。

22ページを御覧ください。

イ、資源循環型の森林づくりの推進では、再造林推進ネットワークの設立及び支援や、造林・下刈り・除間伐の支援、コンテナ苗生産施設等の整備支援など、ウ、安全・安心な森林づくりの推進では、保安林の指定や、治山工事、流木の除去などを行っております。

23ページを御覧ください。

多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりの主な指標と実績を記載しております。

主な指標と実績の説明は割愛させていただきますので、後ほど御覧ください。

24ページを御覧ください。

②持続可能な林業・木材産業づくりについてです。

ア、効率的な林業経営と原木供給体制の確立では、林業従事者の軽労化への取組支援や、高性能林業機械等の導入支援など、イ、木材産業の競争力強化では、素材生産・流通の合理化を推進するための融資や、木材加工流通施設等整備への支援など、ウ、県産材の需要拡大の推進では、プロモーション活動の支援や、外装・内装の木質化等の支援などを行っております。

25ページを御覧ください。

エ、特用林産の振興では、原木しいたけ生産に係る研修会の開催や、輸出に向けたプロモーション活動などに取り組んでおります。

オ、研究・技術開発及び普及指導では、林業

技術センター及び木材利用技術センターの研究
成果の技術移転などに取り組んでおります。

27ページを御覧ください。

③森林・林業・木材産業を担う地域・人づくりについてです。

ア、山村地域の振興・活性化では、治山工事や、九州自然歩道の管理及び利用促進など、イ、林業・木材産業を支える担い手の確保・育成では、林業就業希望者に対するみやざき林業大学校での長期研修の実施や、就業相談会の開催などを行っております。

ウ、森林を育み、支える人づくりでは、森林ボランティア団体の活動支援や、企業の森づくり協定の締結などを行っております。

第八次宮崎県森林・林業長期計画に基づく令和6年度の取組についての説明は、以上でございます。

続きまして、29ページを御覧ください。

現行の第八次宮崎県森林・林業長期計画につきましては、6月の定例県議会で骨子案を御説明したところですが、今回、改定計画の素案について御説明いたします。

第1章、計画改定にあたってでは、計画改定の趣旨や計画の位置づけ、計画期間、改定方法について記載しております。

第2章、森林・林業・木材産業を取り巻く諸情勢では、森林・林業・木材産業について、第1節では情勢の変化、第2節では現状と課題、第3節では期待される役割を記載しております。

なお、今回の改定に当たり、第2節の現状と課題では、赤文字で記載しておりますとおり、「人口減少がもたらす林業・木材産業への影響」を新たに追加しており、右側のグラフにありますように、今後、人口減少に伴い林業就業者数の減少も予想されることから、林業における生

産性の向上の重要性を記載しております。

30ページを御覧ください。

第3章、計画の目標と施策の基本方向ですが、第1節の目指す姿と基本目標では、今回の改定で、緑色で表示しております「長期的に目指す森林の姿」を新たに盛り込みまして、宮崎県水と緑の森林づくり条例と宮崎県再造林推進条例の2つの条例の理念に基づいた森林づくりについて記載しております。

具体的には、赤文字で記載しておりますとおり、本県の森林を森林に求める機能により、生産林と環境林の大きく2つに分けて考え、目指す森林づくりを、図のようなイメージで示したいと考えております。

また、オレンジ色で表示しております5年後の素材生産量と再造林面積では、木材需要の動向や将来の資源確保を考慮し、素材生産量190万立方メートル、再造林面積2,570ヘクタールを5年後の目標としております。

なお、基本目標は、現計画と同様、持続可能なみやざきの森林・林業・木材産業の確立としており、第2節で、施策の基本方向と施策体系について①～③の記載を予定しております。

31ページを御覧ください。

第4章、基本計画ですが、今回の改定で新たに盛り込む内容を赤文字で記載しており、右側に主な指標を記載しております。

なお、指標のうち上方修正したものは赤文字で記載しております。

第1節の多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくりでは、森林経営管理制度の改正や、地域再造林推進ネットワークを核とした再造林、濁水・流木の抑制対策などを追加しております。

第2節の持続可能な林業・木材産業づくりでは、経営意欲のある者への林地の集積・施業の

集約や、木材加工流通施設の省力化・効率化、民間非住宅建築物の木造化・木質化などを追加しております。

32ページを御覧ください。

第3節の森林・林業・木材産業を担う地域・人づくりでは、アルバイト等の短期雇用労働者の活用や、生物多様性に配慮した森林づくり活動の支援などを追加しております。

次に、第5章、重点プロジェクトですが、グリーン成長プロジェクトによる再造林対策の継続性を確保するため、4つの重点項目について取組を記載しております。

次の第6章、地域計画では、西臼杵支庁・各農林振興局ごとの重点的な取組を記載し、今回の改定では地域再造林推進ネットワークの記載を追加しております。

第7章、計画の実現に向けてでは、計画実現のため、関係者の役割等について記載を予定しております。

今後のスケジュールですが、枠囲みに記載しておりますスケジュールで作業を進めまして、年度内の改定を予定しております。

続きまして、資料の33ページを御覧ください。

宮崎県森林環境税の継続について御説明いたします。

まず、1の経緯といたしまして、県では、県及び県民等が協働して森林環境の保全に関する施策を推進することを目的として、平成18年4月に本税を導入して以来、5年ごとに使途事業の成果等を検証しながら、課税期間を延長してまいりました。

今年度は、第4期の最終年度となっておりますことから、昨年度から本税の今後の在り方について検討を進めてきたところであります。

これまでの検討状況としましては、表にあり

ますとおり、昨年度は、県民の方々との意見交換会や、企業も含めた県民意識アンケート調査を実施いたしました。

今年度は、有識者から成る宮崎県森林環境税活用検討委員会で御意見を伺うとともに、6月定例県議会において、使途事業の成果や県民意ケートの結果等について報告させていただいたところであります。

34ページを御覧ください。2の方針(案)でございます。

以下の理由により、来年度以降も本税を継続してまいりたいと考えております。

まず、(1)使途事業の成果でございます。

この税収を財源としまして森林ボランティア団体や企業等による森林づくりが広がり、広葉樹の植栽等により森林の整備・保全が進み、森林環境教育によって次代を担う人づくりが図られております。

次に、(2)の県民等からの評価でございますが、昨年度実施いたしました県民意ケートでは7割超、意見交換会では8割超の方から、本税の継続に賛同する御意見をいただきており、森林環境税活用検討委員会においても継続に賛同する旨の御意見がありました。

次に、(3)の森林づくりへの要請でございます。

森林所有者の経営意欲の低下など、森林・林業を取り巻く環境が依然として厳しい状況にある中、山地災害の防止や地球温暖化の緩和等、森林の持つ公益的機能に対する期待が一層高まっており、今後も森林づくりを通じてその要請に応えていく必要がございます。

次に、(4)の国の森林環境譲与税との使途区分でございますが、平成31年に創設されました国の森林環境譲与税と本県の森林環境税につ

きまして、それぞれの使途区分に応じて、引き続き森林づくりに取り組んでいく必要がございます。

これらのことと踏まえまして、本税を継続する方針で考えているところであります。

資料の35ページを御覧ください。

3の宮崎県森林環境税（第5期）の概要（案）でございます。

こちらの表は、本税の第4期と第5期の案を対比して記載しております。

まず、一番上の欄、名称につきましては、令和6年度から課税が開始された森林環境譲与税の財源となる国の森林環境税と税の名称が同じであり、県民の混乱を招くおそれがあることから、税の名称を変更する予定でございます。

その下の課税期間は、令和8～12年度の5年間としており、課税方式は第4期と同様、県民税均等割超過課税方式といたしまして、税額も第4期と同様、個人が年額500円、企業が均等割額の5%相当額と考えております。

次に、表の下段、使途についてですが、第5期におきましては、第4期とほぼ同じく、（1）県民の理解と参画による森林づくりの推進、（2）多面的機能を発揮する豊かな森林づくりの推進、（3）森林を守り育む人づくりの推進の3つの視点から、各種の施策に取り組まして、第4期の取組に加えまして、下線で表示しているとおり、（1）では、民間団体による森林保全活動のPR強化、（2）では、生物多様性の保全に寄与する取組への支援、（3）では、地域における森林保全活動を推進する人材の育成の施策を拡充しながら、宮崎の豊かな森林づくりを一層進めてまいりたいと考えております。

資料の下段、4の今後のスケジュールでござ

ります。

今年9～10月にかけて本税の基本方針案についてのパブリックコメントを実施するとともに、第2回目の活用検討委員会で、有識者の方々の意見聴取を行います。

その後、11月定例県議会において、本税の継続及び名称変更に係る条例改正案を提出する予定であります。

○太田原自然環境課長 常任委員会資料の36ページを御覧ください。

野生鳥獣による農林作物等の令和6年度被害額について御説明いたします。

本件につきましては、この後、農政水産部の審議におきましても、同じ資料で説明が行われますので、私からは、環境森林部で所管します人工林と特用林産物の被害等を中心に説明いたします。

まず、1の令和6年度の被害状況であります。

令和6年度の被害額は、約4億200万円で、前年度より約6,400万円、率にして19%の増加となりました。

（1）の部門別・作物別被害状況であります。が、黄色の網かけ部分にあります人工林は約5,600万円で、前年度に比べ3%の減少、その下の特用林産物は約1,200万円で、前年度に比べ49%の増加となっております。

続いて、37ページの（2）鳥獣別被害の状況であります。が、鹿による被害が最も多く約1億4,300万円、次にイノシシの約1億3,100万円となっており、前年度に比べ鹿が4%、イノシシが28%の増加となっています。

次に、2の被害額増減の要因であります。が、（2）の人工林の被害は、主に鹿によるもので、生息域の拡大により新たに被害が発生した地域がある一方、防護柵による被害対策や捕獲の効

果等により、被害が減少した地域もあり、被害額は僅かに減少しております。

また、(3)の特用林産物は、被害対策を講じていない自家消費用タケノコのイノシシ被害が増加したものによるものであります。

続きまして、38ページを御覧ください。

3の今年度の主な取組であります。

環境森林部の取組は、次の39ページとなります。

(4)の人工林につきましては、鹿による食害等を防ぐため防護策の設置など、(5)の特用林産物につきましては、電気柵や侵入防止ネット等の設置を支援してまいります。

また、(6)にありますように、鹿等の生息状況や被害実態を把握するとともに、有害鳥獣捕獲や狩猟に加え、鹿の生息密度の高い地域などにおいて、県の委託による捕獲事業を実施し、捕獲を推進してまいります。

さらに、(7)にありますように、狩猟に関する相談会や模擬体験などのイベントの開催、狩猟免許取得希望者を対象とした講習会や免許取得経費の助成、また、捕獲技術講習会等を開催し、狩猟者の確保と育成を図ることとしております。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

○下沖副委員長 資料30ページで、5年後の素材生産量と再造林面積について記載していますが、再造林率90%は、生産林になるのか、環境林になるのか考え方を教えてください。

○宮川森林経営課長 再造林面積につきましては、林業適地ということで考えていますので、将来の姿でいきますと生産林になります。

○下沖副委員長 今まで伐採した面積の再造林

率ではなくて、ゾーニングして伐採後に適したところに植える率が90%ですか。

○宮川森林経営課長 おっしゃるとおり、生産林の中での90%となります。環境林につきましては、こちらのイメージ図にありますとおり、そのまま切らずに残すことや、針広混交林を進めること、切った後に広葉樹を植えることを環境林として考えております。

○下沖副委員長 自然林に戻すところ、広葉樹にしていくところもあると思うので、再造林率日本一を目指すのは方針転換したという考え方でいいですか。

○宮川森林経営課長 今のプロジェクトでの再造林は、再造林許可区域の道から100メートル程度のところで考えております。このイメージにつきまして、新たなゾーニングについて、宮崎大学のほうと協力して、ツールを使って林業収益性と山地災害のリスクを両面で考えて検討しているところでございます。

○下沖副委員長 生産林含めた環境林の在り方は、山林を持たれている方、林業の方たちも分かりやすいと思います。宮崎県の将来の形だと思いますので、成功できるように計画をさらに練っていただきたいと思います。

○宮川森林経営課長 現在伐採しているところにつきましては、林業適地を切っているということで御理解いただきたいと思います。林業適地を切った後、植えるところについて90%を目指しています。

○下沖副委員長 このゾーニングして生産林とするところは、将来的に搬出コストの面、管理する面でも、厳しい状況にあると考えているが、再造林率90%は、どこを示しているのか教えてください。

○宮川森林経営課長 生産林の中で林業適地に

なるので、そこでの90%を目指すということになります。

○山下委員 第八次長期計画について、前回策定したときはコロナ禍であったことから、今と経済状況が大きく異なるがそのあたりの見直しはしているのでしょうか。

例えば、木材の輸出について宮崎港などは驚くくらい木材があるので、計画で輸出など記載されるのか教えてください。

○右田環境森林部次長（技術担当） 今の山下委員の御質問について、資料31ページの右側の表の一番下、木材輸出額というところで、県産材の製品出荷額があります。目標値を朱書きで書いてありますように10億円で上方修正しています。また、同じページの左側のところで、第2節の左側の3番のところで、民間非住宅建築物の木造化・木質化、家具などの非建築分野での木材利用拡大等を追加するということで、住宅以外のところでも、そういった中高層の建築物とかでも木材が使われるよう表現していくことにしております。

○山下委員 木材輸出額を上方修正しているけれど、丸太輸出はどのような状況でしょうか。丸太を製品にして輸出したほうがいいけど、そのような見直し等は計画していないのでしょうか。

○川本みやざきスギ活用推進室長 こちらの目標数値の変更でございますが、県産材の製品の出荷額ということで今回上げさせていただいておりますので、こちらは原木のほうは含まれていないということになります。

高付加価値化をした上で、しっかり輸出していきたいところで目標設定をさせていただきたいと考えています。

○山下委員 これは製品の輸出額ということで

理解しました。丸太はどれぐらいあるんですか。

○川本みやざきスギ活用推進室長 丸太は現行の輸出額が75億円になりますが、現在、検討している計画では、基本的に丸太は増やさないというようなことで、製品の輸出を増やしていくことで考えています。

○山下委員 5年前と現在を比較して丸太は、どれぐらい輸出が増えているのでしょうか。

○川本みやざきスギ活用推進室長 令和2年と比べて丸太の量自体は、どちらかというと減少しています。単価として上がっているというようなことになってございまして、令和2年の原木の輸出額がおよそ67億円です。それから、令和6年の原木の輸出額が、およそ75億円になります。

材積、量については令和2年が53万立米に対して、令和6年が43万立米になります。

○山下委員 立米数は、10万立米ばかり減っているけれども、これは間違いないでしょうか。

○川本みやざきスギ活用推進室長 当室で確認している限りは、そのようなことになってございます。

○山下委員 J一クレジット制度はこれから脱炭素社会に向けて重要になってくるが、計画改定するにあたって盛り込まれていますか。

○川越環境森林課長 今年度、環境基本計画を見直すことにしておりまして、その中でJ一クレジットも含めて記載しております。

○井本委員 林業は川上から川下までが非常に長くスケールが大きいので、全体を把握するのが難しい。全体を調整する部門があつてもいいと思うけどいかがでしょうか。

○長倉環境森林部長 森林の循環として、切って、使って、植えて、育てるというサイクルを回していくことで、将来的な持続可能な森林、

木材産業づくりができるというところがあります。

環境森林部としても、川上部門を見るところから、川中、川下まで見るところの部門まで、組織的にはそろっているところでありまして、それぞれの所管で素材生産業者とか造林事業者、木材産業、製材業の方とかと意見交換しながら施策の推進をしているところで、そのあたりは、森林・林業長期計画の中でも、新たな情勢の変化等を取り込んで改定を進めているところでございます。現在のところ、環境森林部の組織としては、関係者との連携も取れていると思っておりますし、今後とも長期計画を基礎としながら、実現を目指して連携を深めて、今の組織の中で頑張っていきたいと考えております。

○井本委員 私はそれではいけないと思います。公務員を否定しているわけではないけれども、公務員は採算とか考えていないから、例えば、民間の企業が採算を考えながら、商売してもらい、全体を見渡して調整する。そういう考え方で提案したところです。

○前屋敷委員 資料8ページの再生可能エネルギーについて、再生可能エネルギーの開発研究というのは非常に大事な分野で、新エネルギーを活用した脱炭素化に資する県内研究グループへの支援ということで、4件ほど支援をしています。この4件については、具体的にどういう研究開発をしているのでしょうか。

○川越環境森林課長 この4件につきましては、商工の部局と連携しながら進めているところであります。1つ目が合成メタンの活用、2つ目が微風状態で風力発電ができるかといった研究、3つ目が芋虫より少し小さい虫を増やして、その虫から油分を取りまして、バイオ燃料がつくれないかといった研究、4つ目が太陽光から

ハウスの電源ヒーターを動かして、それで加温していくかといった研究で、それらに対して支援、補助をしているところであります。

○前屋敷委員 それらの研究は短期間では難しいと思いますが、一定の成果が出るまで補助するのでしょうか。

○川越環境森林課長 この支援につきましては、商工の部局と一緒に審査、検討しながら、将来性、実現性を見ながら、場合によっては継続でやってもらうようなことも考えております。

○前屋敷委員 再生可能エネルギーは、太陽光、風力、地熱など含めてたくさんありますが、視野を広げてしっかりと調査開発していただくようよろしくお願いします。

○川越環境森林課長 様々な会社が研究をしているところですが、この支援事業、補助事業につきましては、公募して会社から提案を受けております。いろんな視点から可能性をできるだけ広げていけるように、私どもとしても協力してまいりたいと考えております。

○前屋敷委員 資料10ページの循環型社会について、みやざきリサイクル製品の新規認定2製品も補助があると思うんですけども、この2製品はどういうものか教えてください。

○長友循環社会推進課長 まず1つ目は、瓦礫を碎いて路盤材にするという事業、もう1つは、フェロニッケルをつくるスラグを路面材、路面に敷くものになります。それぞれ事業者が生産したもの的安全性等を県の審査会で審査いたしまして、宮崎県のリサイクル製品として、新規2製品を認定したということで、現在130製品となります。これに対して、委員おっしゃった補助等はやっておりませんで、適正な審査をして、安全性等を審査して認定するというところでございます。

○川添委員長 暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

午前11時59分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

○前屋敷委員 認定されたものについては、実際、実用化されて実践されているわけですか。

○長友循環社会推進課長 結論から言いますと販売されておりまして、審査の段階で原材料や状態とか、リサイクルする廃棄物の利用割合、品質規格、安全性等、販売先がどのように販売しているかを審査しますので、実際、販売しているものを認定するということです。

○前屋敷委員 リサイクルの考え方ですけれども、私たちは毎日の暮らしの中で、かなり分別収集を徹底してやっています。それは完全にリサイクルされると思ってやるんですが、目に見えた形が分からないので、結果的に燃やしてしまうという話も聞いたりするんです。循環型社会をつくるのであれば、官民一体となって努力しているので、県として、各市町村の取組にも及んでくると思います。県民も努力している分野でもありますので、リサイクルに关心を持つて、県として指導、援助も含めていただきたいので要望します。

○川添委員長 ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川添委員長 最後に、その他で何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川添委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日の委員会に4名の傍聴の申出がございましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される方にお願いいたします。

傍聴人は、受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。

また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○児玉農政水産部長 農政水産部でございます。

まず、説明に入ります前におわびを申し上げます。

このたび、農業流通ブランド課が所管しております、みやざきLFPプラットフォームのホームページにおきまして、個人情報を含む会員一覧のファイルが、特定の検索条件下により、外部から閲覧可能というような状態になっている事案が発生しました。漏えいした可能性のある個人や団体に関する情報は、290件分でございます。

今回の事案により、県議会をはじめ県民の皆様方に御不安、御心配をおかけいたしましたことを深くおわびを申し上げます。

本件に該当する方々には、電話、それからメールにて事情を説明いたしますとともに、謝罪を行ったところでございます。

今後は、このような事態が発生しないよう、正確かつ適切な事務処理を徹底いたしまして、

信頼回復に努めてまいります。

また、今月4日に発生しました台風第15号によりまして、被災を受けられた県民の皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。

現時点での農畜水産物の被害は、県北部を中心発生しております。農作物では、水稻の倒伏や土砂流入、ミニトマトやイチゴなどの浸水被害や種子が流れ出すなど、被害面積は20.4ヘクタール確認されております。

また、農業用施設等では、農業用ハウスや農業用機械の破損が7件、農地の面崩壊などが175件確認されております。

被害状況は現在も調査中でございますが、一刻も早い復旧に向けて、市町村、関係団体等と連携を図りながら、被災者の皆様に寄り添った対応を行ってまいります。

それでは、座って説明をさせていただきます。

常任委員会資料の2ページ目を御覧ください。

本日は、予算議案1件、特別議案2件、報告事項2件、その他報告事項3件の御審議をお願いしております。

予算議案につきましては、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」であります。

特別議案は、議案第12号「工事請負契約の変更について」と議案第16号「国営大淀川右岸施設機能保全事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」であります。

報告事項は、損害賠償額を定めたことについて及び農政水産部所管の6法人の経営状況について報告するものであります。

その他報告事項は、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画、令和6年度の主な取組についてなど、3項目について御報告をいたします。

3ページ目を御覧ください。

I、予算議案についてであります。

今回の補正予算については、一般会計の補正のみで、表の左から3列目の補正額の欄の上から2行目、一般会計の行にありますとおり、4億9,580万4,000円の増額をお願いしております。

この結果、特別会計と合わせた農政水産部全体の補正後の額は、右側から3列目、補正後の額の一番上にありますとおり、445億6,844万5,000円となります。

4ページ目を御覧ください。

繰越明許費の追加についてであります。「公共農村総合整備対策事業」のほか3事業について、関係機関との調整等に日時を要したことなどの理由により、合計で8億4,860万円の追加をお願いするものであります。

次に、5ページ目を御覧ください。

繰越明許費の変更についてであります。「公共土地改良事業」について、関係機関との調整等に日時を要したことの理由により、9億2,100万円から11億8,900万円への変更をお願いするものであります。

6ページからは、今回の9月補正事業の説明資料になります。詳細につきましては、この後、担当課長から御説明をいたします。

○梶原農政企画課長 常任委員会資料の6ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで292万6,000円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、18億3,021万7,000円となります。

7ページをお願いいたします。

まず、前提といたしまして、歳出予算説明資料の説明に当たりましては、左から3番目の欄

の事項名で説明させていただきます。また、事項の詳細を説明する場合は、右から2番目の説明及び事業名の欄を用いさせていただきますが、この欄につきましては、説明欄と省略させていただきます。

なお、この後、各課におきましても同様の説明とさせていただきます。

それでは、内容について御説明いたします。

(事項) 中山間地域活性化推進費の説明欄の1の(1)中山間地域等直接支払交付金292万6,000円でございます。

本事業は、農業生産条件が不利な中山間地域におきまして、集落単位で農用地を維持・管理していく集落協定に対しまして、農地維持のための共同活動や農業生産活動等を行う際に、取引面積に応じて一定額を交付するという事業であります。本事業の推進に必要な旅費や人件費、需用費などの事務的経費に係る予算について、国庫補助決定に伴い増額をお願いするものでございます。

○白石農産園芸課長 資料8ページをお願いします。

当課の補正予算額は、一般会計のみで4億7,729万1,000円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、28億3,197万5,000円となります。

主な内容について、9ページをお願いします。

1番目の(事項)強い産地づくり対策事業費の説明欄1、「宮崎の農業「強い産地づくり」対策事業」2億4,302万3,000円です。

この事業は、農産物の生産性向上や高付加価値化など、産地収益力の強化を図るもので、共同利用施設の再編集約や合理化に取り組む産地に対し、水稻乾燥調整施設や農産物処理加工施設等の整備を支援いたします。

その下の説明欄2、「農業支援サービス立ち上げ支援事業」4,903万円です。

この事業は、農業の持続的な発展を図るため、農作業受託といった農業支援サービス事業の実施に必要なスマート農業機械などの導入を支援するものです。

両事業とも、国庫事業費の割当てに伴う予算の増額でございます。

次の(事項)主要農作物生産対策事業費の説明欄1、「水田農業物価高騰緊急対策事業」及び(事項)特用作物生産改善推進費の説明欄1、改善事業「畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業」につきましては、次ページ以降で説明いたします。

10ページをお願いいたします。

「水田農業物価高騰緊急対策事業」は、予算額が1億6,750万円です。

これは、令和7年2月補正予算として承認いただいた同事業に予算の積み増しを行うものです。事業の目的にありますとおり、水田農業経営体等に対して機械の導入を支援し、物価高騰に負けない水田農業経営体の体質強化を図るとともに、主食用米の価格高騰の影響を受ける焼酎製造業者等に安定的に原料米を供給できるよう、主食用米と加工用米や飼料用米のバランスの取れた安定生産体制を構築するものでございます。

11ページをお願いします。

主食用米の取引価格が、前年産に比べて約1.6倍と高騰する中、食料安全保障の観点から、主食用米の安定生産と供給が必要である一方、作付面積が減少している加工用米や飼料用米等については、焼酎製造業者や畜産農家から安定供給が求められております。

このため、下の図にありますとおり、規模拡

大による米の安定供給や経営安定に取り組む経営体、特に加工用米や飼料用米の作付に取り組む経営体を中心に、生産性の向上等に資する機械の導入を支援することで、バランスの取れた米の安定生産体制の構築を進めてまいります。事業期間は、令和7年度単年度を予定しております。

12ページをお願いします。

事業の説明の前に、公益社団法人宮崎県バイオテクノロジー種苗増殖センターが出荷したカンショ苗で茎根腐細菌病の発生が確認されたことについて説明をいたします。

1の概要にありますとおり、当センターは、県、市町村、JAで構成された組織で、JAみやざき代表理事副組合長が代表を務めております。カンショ苗については、年間約100万本を供給しています。

2の茎根腐細菌病について、この病原菌は土壤の常在菌でございまして、植物体の傷口などから感染し、発病すると茎や芋に腐敗症状を引き起こします。カンショでは研究や調査事例が少なく、登録農薬がございません。

3のセンターでの発生と対応状況は、本年5月に当センターのハウス13棟のうち7棟において、苗取り用の株88株で感染が確認されたため、JAと協議の上、発生確認の翌日に予定苗約10万本の出荷を停止しました。

また、この7棟から4月以降に供給した苗40万本の現地調査を実施し、感染が疑われる苗の抜き取り等の対応をいたしました。

発生した原因については、国の研究者等からは、当センターが土耕栽培を行っていること、苗を成長させるために高温多湿で管理していること、この時期に急激な気温上昇があったことなどが示唆されました。

土壤からの感染を防ぐためには、左下の写真のような土耕栽培からベンチ栽培に育苗方式を変える必要があることから、右側のイラストのように、苗と土壤が接触しないよう、約80センチの高さでポット栽培を行うこととし、そのための費用について補正をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

改善事業「畑作物产地生産体制確立・強化緊急対策事業」1,773万8,000円です。

事業内容の②「かんしょ生産性向上支援事業」が、御説明しましたバイテクセンターが実施する事業で、茎根腐細菌病に対応した今回の新たな生産方式は、カンショ生産の省力化に資することから、新技術の導入実証に必要な経費として支援するものでございます。バイテクセンターにおけるカンショ苗の安定供給体制を早急に構築してまいります。

また、①の「省力化作業機械等導入支援事業」では、カンショの基幹作業の省力化に必要な農業機械の導入について、掘取機や肥料散布機等を農業者が導入することに対して、追加で支援を行うものです。

いずれも、事業要望に対する国庫事業費の割当てに伴い増額を行うものでございます。事業期間は、令和7年度単年度を予定しております。
○安田漁業管理課長 資料14ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで1,558万7,000円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり36億9,361万6,000円となります。

15ページを御覧ください。

(事項) 漁業経営構造改善事業費、説明欄1、「水産業強化支援事業」1,558万7,000円です。

本事業は、沿岸漁業に必要な生産基盤の整備などを行うもので、イセエビの生産量増大を図るためのつきいそと呼ばれる漁場の造成に係る費用を支援するものであり、国庫補助決定に伴うものであります。

○山内農村整備課長 資料16ページを御覧ください。

議案第12号「工事請負契約の変更について」でございます。

1の事業概要としましては、右の位置図に示しますとおり、新富町大字上富田に位置する大渕地区において、「湛水防除事業」により全体事業費13億円で排水機場の整備を行うものでございます。

次に、2の工事概要としまして、横軸斜流ポンプ3台の改修及び原動機ディーゼルエンジン3台の更新であります。

17ページを御覧ください。

施設構造は、下段の青い矢印が水の流れを示しており、左の水田側から雨水が流入し、今回改修しますポンプにより吸い上げ、右の河川側に排出いたします。今回の整備により、当地域の湛水被害の軽減が図られることになります。

16ページにお戻りください。

3の工事請負契約の概要としましては、契約金額7億1,500万円、変更契約の金額が7億2,244万5,623円、増額744万5,623円であります。

契約の相手方は、株式会社西島製作所九州支店、工期は令和7年3月11日から令和10年3月10日までであります。

次に、4の変更理由であります。

これは、令和7年3月から適用された公共工事設計労務単価等の特別措置による請負金額の変更であります。

18ページを御覧ください。

今回の変更は、全国的な労務単価の上昇を考慮したものであり、1で示しますとおり、本年2月、国土交通省より技能労働者の適正な賃金水準の確保に向けた適正価格による工事発注が求められておりましたことから、県におきまして、2に示すとおり、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価等についての運用に係る特別措置等について定め、受注者に通知したところです。

この特別措置の適用条件は、令和7年3月1日以降に契約を行う工事等のうち、予定価格の積算に当たって、令和7年2月28日以前の公共工事設計労務単価等、旧単価を適用したものについて、受注者は請負代金額の変更を請求することができることとしております。

今回の工事は、下のフロー図の二重線囲みのとおり、本契約日が令和7年3月11日であり、予定価格の積算は旧単価を適用しており、今回、受注者からの請求があったことから、特例措置として、令和7年3月の新単価に置き換えて、工事請負金額を変更するものであります。

○井上農村計画課長 資料19ページを御覧ください。

議案第16号「国営大淀川右岸施設機能保全事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」であります。

令和5年度に完了しました国営大淀川右岸施設機能保全事業につきましては、宮崎市から負担金の繰上償還の申出があり、令和6年2月県議会定例会で負担金の徴収額と徴収期間について議決をいただいたところでございます。

今年の6月末、負担金対象事業費が確定し、国から宮崎市の負担金変更の通知がありましたので、国営大淀川右岸施設機能保全事業負担金徴収条例第3条第3項の規定により、あらかじ

め宮崎市の意見を聞き、同意を得た上で、変更について議会の議決に付するものでございます。

変更につきましては、資料に記載ありますとおり、宮崎市の負担金額は、変更前の7億9,279万7,577円から変更後の7億9,195万2,245円となりまして、84万5,332円の減額となります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について、質疑はございませんか。

○山下委員 資料10ページの「水田農業物価高騰緊急対策事業」について、これは過去に産地パワーアップ事業がありましたが、それとの違いと、今も事業は継続しているのでしょうか。

○白石農産園芸課長 産地パワーアップ事業は国庫事業でございまして、今回、財源は重点支援交付金を活用させていただいておりますけれども、県単事業でございますので、その違いがございます。

それから、補助率はいずれも2分の1でございますので、農業者から見れば、同程度の支援が受けられる。県単事業であり活用もしやすい。産地パワーアップ事業は、目標収量を10%上げることや、収益を上げること、コストを下げる必要がありますけれども、県単事業に関しては要件はございません。

○山下委員 違いが分かりました。それで、去年から米の状況が大きく変わりました。本県は、今日までの水田農業振興で、一般米の価格が振るわなかつたわけです。過去、食糧管理法が廃止されてから、水田営農が非常に厳しい状況でした。消費が落ちてくる分を、加工米とか飼料米とかに切り替えながら、補助金の上乗せの中で水田営農は成り立ってきたんです。

米政策というのは将来が見えなかつたんですが、令和の米騒動にあるように、倍以上の米の

価格が出てきました。今年もその状況が続いていて、本県として、加工米、飼料米を推進してきた中での善後策だろうと思います。霧島酒造との1万トンの契約もかなり量が少なくなっています。

今年、この事業の効果は具体的に出ているのでしょうか。

○白石農産園芸課長 令和7年産の加工用米の作付面積は、まだ確定はしておりませんけれども、前年より500ヘクタール程度減少する見通しでございます。今回の事業が、直接、令和7年産の作付推進につながるかというと、作付が終了していますので、少し難しい状況です。

加工用米というのは、県と当時の経済連、霧島酒造で三者連携をいたしまして、安定的に供給する必要がありますので、今年産というよりも、来年産以降の安定生産に向けて、これ以上、主食用に流れないようにというところを狙った事業でございます。今年、加工用米、飼料用米を作付する生産者に対して優先ポイントをつけて採択したいと考えております。

○山下委員 農家というのは背に腹は代えられませんので、より価格の高いほうに作付が移行していくのは仕方ないことです。例えば、将来的に霧島酒造との契約の1万トンが半減したときに、また一般米が値下がりした場合に、農家は、加工米の契約をしてほしいとかあると思います。

今までの米政策で、加工米、飼料米の効果はあり、養豚業界がお米豚というブランドをつくった実績もありますし、ブランドが消えていかないような飼料米、加工米対策をして、安定的に霧島酒造との契約が成り立つように、配慮はしていかないといけないのと思っていますので、よろしくお願ひしておきたいと思います。

今年の霧島酒造との加工米の契約価格はどれくらいでしょうか。

○白石農産園芸課長 この場で金額そのものを申し上げるのがいいか、判断しかねますので、昨年より40円程度、生産者渡しの価格が上がる方向で、霧島酒造さんから御提示をいただいております。

○山下委員 大事なところなんです。例えば、主食用米が去年は1万3,000円ぐらいして、今年はそれ以上になるだろうと想定すると、私が計算すると一般米が約24万円になるかなと思うんです。補助金上乗せで加工米の比率が約15万円上がっていましたから、今度は加工米向け、飼料米向けの国の補助金が減額になったと聞いています。農家の主食用米、加工用米における収入について、今年度の見通しをどのように考えているのでしょうか。

○白石農産園芸課長 農家の手取り、粗収入ベースですけれども、主食用米が今年は26万円程度になろうかと思います。そのときに加工用米が16万円を少し上回る程度かと思います。恐らく10万円の差が出てくることが予想される状況でございます。

○山下委員 その差がどれぐらい出るかなと思ったところでした。

現在の消費者米価の価格帯は、高ければいいということではなくて、作り手よし、消費者よしの安定した価格形成が必要だと思うんですが、どのように決着するのか分からないです。消費者の5キロ当たりの単価が、どれくらいで落ち着いてくるか分かりませんが、そこが決まってくるまでは、非常に流動的な動きだらうと思います。

農家は将来的に投資していいのか、規模拡大していいのかどうか非常に不安です。皆さん方

のほうで、見通しをしっかりと持って、米の生産の指導というのは、しっかりとやっていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○下沖副委員長 関連して、規模拡大による米の安定供給と記載していますが、これは、主食用米を指していないということでしょうか。それとも、加工用米と主食用米を作っている方たちが加工用米の面積を減らして、主食用米を増やしていくこと、流れを少し制御していくということでしょうか。

○白石農産園芸課長 後者のほうでございまして、加工用米、飼料用米を作っている方は、ほぼ間違いなく主食用米も作っておられますので、経営体としては同じでございますが、今回優先採択をする経営体については、加工用米、飼料用米を引き続き、今年産も作っていただく方、作っていただいている方を優先的にポイントを上乗せして、採択の方向で進めたいとい考えております。結果、そのことがメッセージとして、加工用米、飼料用米も頑張って作っていこうかということになると理解しております。

○下沖副委員長 どの年度の作付を前提にするのでしょうか。

○白石農産園芸課長 今年度、加工用米、飼料用米をやめて、完全に主食用米に切り替わったというような生産者も多くいらっしゃいます。ということも踏まえて、令和7年産に加工用米と飼料用米を引き続き作付している方というところをポイントとして見たいと考えています。

○下沖副委員長 前年度と比較して増減までは確認しないのでしょうか。

○白石農産園芸課長 今のところ、増減までは見ずに、引き続き加工用米に取り組んでいただいている方については、御支援申し上げるとい

う方向で進めています。

○下沖副委員長 宮崎県だけでなく全国でもこのような補助が始まると思うんですけれども、機械が今年度中に導入できないといけないのでしょうか。機械も注文してからすぐに納品されない場合もあるので、来年度、機械が導入される場合、契約が済んでいれば採択されるのか、いかがでしょうか。

○白石農産園芸課長 この財源は国の重点支援交付金というのを活用させていただいておりまして、これは国の予算の関係上、今年度中に機械が導入することが条件になります。

○下沖副委員長 申請される方に説明をしっかりと聞いていただきたいと思います。

資料16ページ、議案第12号「工事請負契約の変更について」、排水機改修は1基ずつ整備するのでしょうか。

○山内農村整備課長 今回の変更契約につきましては、3基のポンプとモーターの更新を行いますけれども、一体的に更新するということで考えております。3台一緒に更新していくということで、工事期間につきましても、令和9年度までの工事期間として設定しております。

○下沖副委員長 令和9年度まで、この3基は止まってしまうという考え方ですか。

○山内農村整備課長 機械のほうにつきましては、順次3台のうち1台ずつ更新していくということで、稼働はできる状態での更新ということをございます。

○下沖副委員長 工期が令和9年度に変更ということででしょうか。

○山内農村整備課長 既に契約をしておりまして、今工事の材料等を調達しつつ、作業にも入っていく予定にしてございますけれども、工事につきましては、1台ずつ行っていくことによ

り、令和10年3月までということで、2か年での工事を進めていくという形になっております。

○山下委員 関連して、これは天神ダムのことでしょうか。

○山内農村整備課長 こちらにつきましては、新富町にあります大渕頭首工でございまして、一つ瀬川沿いになりますので、天神ダムとは関係がないことになります。

○山下委員 受益者負担はあるのでしょうか。

○山内農村整備課長 排水機場の工事につきましては、新富町の負担になります。

○山下委員 資料12ページのバイオテクノロジーの苗の問題について、霧島酒造も同じ規模で100万本のバイオ苗の供給をしたと思うんですが、霧島酒造でのこの苗の問題はないですか。

○白石農産園芸課長 バイテクセンターからは、霧島酒造の親苗として種苗を行っておりますけれども、今のところは病気の発生の報告は受けおりません。

○山下委員 苗の100万本供給ということは、面積だと100ヘクタールぐらいでしょうか。

○白石農産園芸課長 農家の方は、一般的にバイテクセンターの苗を購入しまして、それを種芋にしまして、種芋を伏せ込んで苗を作って、それを本圃に苗として植えるわけですけれども、大体、3年ぐらいは同じ種芋からの苗を使われますので、100万本が直接ということではないことから、少ない面積になります。計算をすると、やはり6割ぐらいは、そういう使われ方をしているのではないかと、100万本は作付面積の6割ぐらい相当ではないかと見ております。

○山下委員 今、宮崎県でカンショの栽培面積が3,000ヘクタールぐらいですか。

○白石農産園芸課長 令和6年の作付面積で2,820ヘクタールでございます。

○山下委員 以前は3,000ヘクタール以上だったと思うんです。基腐病とか出て、都城市でも廃作がかなり増えています。皆さん方は、バイテクセンターの苗の供給で、3年サイクルで種芋を更新したらいいということです。約3,000ヘクタールのバイオ苗の供給というのは、何年ぐらいで進んでいくのか——約3,000ヘクタールの苗が全部供給できるような見通しをどれくらい持つとるのでしょうか。

○白石農産園芸課長 3年かかる、約6割でございます。ほかの4割は、恐らく民間の種苗会社とか霧島酒造とか、自家育苗も含めていますので、ほぼ3年で入れ替わるという理解でよろしいかと思います。

○井本委員 米について、当初から随意契約はできなかつたのですか。

○白石農産園芸課長 財務省との協議の中で、国の財産を販売するときには、入札というのが前提ですけれども、その例外規定の読み込みがあったと聞いておりますが詳細を存じ上げておりません。

○井本委員 例外は、何か要件があると思いますが把握していますでしょうか。

○白石農産園芸課長 報道ベースですけれども、省令、法律の読み込みの範囲で例外的にそういう解釈が可能であるということを、官邸とも話したと聞いております。

○井本委員 農協が最初に新米の概算価格を出して、それに倣って価格が決まるけれども、米を作る人を守るための制度として必要なのでしょうか。

○白石農産園芸課長 概算金について、出来秋に米の収穫があって、それを農協に出荷するわけですけれども、その販売を全部待っていて、最終精算段階で農家に返すと年を明けてしまい

ます。大方なところで、恐らくこれぐらい売れるだろうというところで、一回概算金でお支払いして、年を越していただくという、昔からのやり方であると理解をしております。

○井本委員 やり方は分かります。制度趣旨は何かと聞いているわけです。誰を保護するためにあるのか、どういう目的のために概算金があるのかということです。

○白石農産園芸課長 概算金の設定次第で、農協が集荷できる量が決まりますので、高く設定すれば恐らくたくさん集荷できる。農協以外の集荷業者もいますので、農協が出した価格の少し上を狙って入れていくというのが今の状況です。

一般的に昨年、米価が非常に高くなつたのは、農協段階の集荷業者の相対価格は比較的安定をしていたんですけども、農家から直接買取りをする集荷業者以外のところの価格が非常に高くなりまして、そういう価格が相対取引価格とは別に、スポット価格ということで4万5,000円とか非常に高くなりました。どちらが米価の安定につながるかというと、我々の見立ては、JAが概算金を出して安定的に販売いただくほうが、昨年の事例では米の価格の安定につながっていたなと考えています。

○井本委員 消費者側には立っていない制度と考えていいのでしょうか。

○白石農産園芸課長 昨年の米価高騰の事例を見ると、結果としては、それが消費者利益にもつながっていたなと考えております。

○下沖副委員長 資料12ページのカンショの苗について、写真のとおりベンチ栽培のやり方で、コンテナ3段積んで、上部がポットですけれども、このやり方で栽培していくのでしょうか。あと、ポットになったということで、苗の価格

は上がるものなのでしょうか。水管理とかが増えてくる中で、コスト計算はどうされているのでしょうか。

○白石農産園芸課長 ベンチ栽培の写真は、今、バイテクセンターがやっているタイプのものの写真を使わせていただいておりますが、実際には直管パイプで棚上げして、エキスパンドメタルを張って、その上にトレイを敷いて、その上にポットを並べるという形でございます。これも非常に簡易的なものでございますので、このタイプとは少し異なります。

採苗効率で見たときに、今の土耕栽培の挿し苗の写真のものとポット栽培と、それほど変化があるということではないと思っておりますので、単価を上げるとかいうようなことは現時点では考えていないで、同価格で提供できるよう、採苗の育苗の効率化とかについて、今からバイテクセンターと考えていきたいと考えております。

○下沖副委員長 農家は土耕栽培の束になっているよりか、ポット苗のほうがいいのでしょうか。

○白石農産園芸課長 病気に対する安全性は高まりますし、このポット栽培の写真は、ハウスの中をトンネルで覆って、蒸し込みと言いますけれども、温度を高くして栽培をいたします。ベンチにして少し高くなつて覆うことができないので、しっかりとした苗が供給できるのではないかと考えており、そのほうが生産者も喜ばれるのではないかと考えております。

○前屋敷委員 議案第12号「工事請負契約の変更について」、これは労務単価の引上げということで当然のことです。労務単価の引上げで遡って請求されたということで、労働者に、この引き上げた分が賃金として渡るのかどうかは、

県は直接確かめたりすることはできないという答弁をしています。公共事業なので、社会的責任を果たすという意味から、何らかの仕組みがあつてもいいと思っていますが、いかがでしょうか。

○井上農村計画課長 今、私が知る範囲では、県のほうでは分からないので、少し調べさせていただきたいと思います。

○前屋敷委員 最低賃金の引上げの問題、物価高騰で暮らしが大変ですから、しっかり引き上げられた賃金が行き渡ることまで責任を負ってほしいと思いますので、要望します。

○井上農村計画課長 しっかりとと考えながら進めたいと思います。

○川添委員長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○吉野農業普及技術課長 常任委員会資料20ページをお開きください。

損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

事案につきましては、表の上段、県有車両による車両損傷事故1件であります。

内容につきましては、令和7年5月13日に、児湯郡川南町大字川南17070番地の総合農業試験場茶業支場において、草刈り作業中に乗用草刈り機ではじいた小石が、駐車場に駐車していた相手方車両の左後方ドアに当たり、損傷させたものであります。

損害賠償額は、8万6,537円であります。

農作業における安全対策につきましては、これまでも機会あるごとに、職員の意識高揚に努

めておりますが、今後とも一層の徹底が図られるよう、再発防止に向けまして厳しく指導しているところであります。

○安田漁業管理課長 同じ表の下段を御覧ください。事案は、漁港内の公園緑地における劣化遊具接触事故でございます。

県が設置し、延岡市が管理する北浦漁港内の公園緑地において、令和3年9月、滑り台を利用した女児が、劣化した手すりの金属部で腕に5針を縫うけがを負った事案になります。

損害賠償額は5万7,932円ですが、負担割合を県と市で半々としたことから、県の賠償額は2万8,966円となり、6月30日に専決処分を行っております。

被害児の保護者との最初の接触以降、保護者の仕事の関係で連絡が取れない状況が長く続きましたが、今年3月になりまして和解の意思が示されたため、専決処分までに時間を要しております。

なお、本事故後、県内全漁港内の遊具等につきまして緊急点検を行い、危険性のあるものにつきましては直ちに使用禁止措置を講じた上で、隨時、撤去を行っております。

○堀ノ内担い手農地対策課長 資料21ページをお願いいたします。

公益社団法人宮崎県農業振興公社の経営状況について御報告いたします。

1の設立の目的ですが、当公社は、農業経営の規模拡大をはじめ、本県農業の振興を目的に、昭和35年に設立されております。

2の組織ですが、役員は14名、職員は17名。

3の出資金等ですが、出資金が6,000万円で、このうち県の出資が2,000万円となっております。

次に、令和7年9月議会定例会提出報告書の81ページをお開きください。

2の事業実績ですが、(1)の農地部門では、農地中間管理事業により、農地の貸借や売買などを行いました。

(2)の担い手支援部門では、就農支援対策事業などにより、新規就農者の確保・育成の支援を行いました。

(3)の畜産施設部門では、飼料畑の造成や家畜保護施設の整備などを行いました。

次に、165ページをお開きください。

経営評価報告書を御説明いたします。

中ほどの表の県関与の状況の財政支出等ですが、令和6年度の県委託料は3,201万円余、県補助金は7億9,703万円余であります。

一番下の表、活動指標ですが、①の農地中間管理事業の借受面積は、目標3,000ヘクタールに対し、1,633ヘクタールと目標未達となりましたが、②の就農相談件数は、目標510件に対し、549件と目標を達成しております。

166ページをお願いいたします。

上段の財務状況について、左側の正味財産増減計算書の令和6年度の欄のほぼ中央になりますが、上から7行目の当期一般正味財産増減額は296万円余の減少、その3行下の当期指定正味財産増減額は9,482万円余の減少となり、その結果、一番下の正味財産期末残高は、令和5年度に比べ9,779万円余の減少し、8億9,100万円余となっております。

その下の表の財務指標ですが、①の県補助金等比率は、目標50%に対し41.2%の目標達成、②の流動比率は、目標337.3%に対し319.4%と目標未達となりましたが、短期の支払い能力には十分な結果となっております。

一番下の表の総合評価の右側、県の評価であります。活動指標のうち、就農相談件数は目標を達成しており、農地中間管理事業も目標未

達ではあるものの、借受面積は1,633ヘクタールと前年度の1,287ヘクタールより増加していること、さらに、耕地面積に占める借受面積の割合が全国で8位、九州1位であることから、一定の評価をしております。

財務指標のうち、県補助金等比率は目標を達成しましたが、流動比率は前年度より向上したものの、畜産部門の事業未収金等の流動資産が減少したことなどにより目標未達でありました。

今後も、自主財源確保の取組などの経営健全化や各事業のさらなる推進を求めてまいります。

続きまして、91ページにお戻りください。

令和7年度の事業計画を御説明いたします。

2の事業計画のとおり、引き続き3部門で各種事業を実施し、本県の農業振興を図ってまいります。

92ページをお願いいたします。

3の正味財産増減予算書ですが、Iの一般正味財産増減の部の1、経常増減の部(1)の経常収益は、次の93ページ上段枠内の経常収益計29億8,715万円余であり、それに対する(2)の経常費用につきましては、95ページの中段枠内の経常費用計29億7,001万円余で、その下の当期経常増減額は1,714万円余を見込んでおります。

また、2の経常外増減の部も合わせて、一般正味財産期末残高は1億5,141万円余となり、最終的に、一番下のIIIの正味財産期末残高は9億7,173万円余を見込んでおります。

農業振興公社に関する報告は、以上でございます。

○安田漁業管理課長 常任委員会資料の22ページを御覧ください。

一般財団法人宮崎県内水面振興センターについて御報告します。

1の設立の目的ですが、当センターは、内水

面における漁業及び養殖業の振興を図るとともに、水産動植物の保護培養等、内水面の振興に資することを目的に、平成6年に設立しております。

2の組織ですが、役員は9名、職員は9名でございます。

3の出資金等ですが、出捐金は3,000万円で、このうち県が1,500万円です。

別冊の令和7年9月県議会定例会提出報告書の97ページを御覧ください。

2の事業実績ですが、主なものとしまして、

(1)の内水面における漁業及び養殖業の振興に関する事業では、内水面振興法に基づくウナギ稚魚の池入れ制限に係る指導・監視等により、ウナギ資源の適正管理を行いました。

(2)の内水面における秩序維持対策に関する事業では、巡回パトロールによる河川利用秩序の指導や、県と連携し、ウナギ稚魚の密漁防止に努めています。

(3)の内水面の増養殖用種苗の採捕、供給等に関する事業では、大淀川と一つ瀬川でウナギ稚魚の採捕を行い、県内養殖業者へ供給いたしました。採捕量は76.2キログラム、収入額は8,641万円余でございます。

続きまして、167ページを御覧ください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により、令和6年度の経営状況等を説明いたします。

まず、表中段の県関与の状況の財政支出等の欄を御覧ください。

令和6年度の県委託料は4,852万円余、県補助金は2,039万円余、その右側の欄ですが、県からの派遣職員の人事費は、1名で581万円余であります。

次に、一番下の活動指標につきましては、①の県内産種苗に占めるセンター採捕分の割合が

目標未達となりましたが、②の県内各河川の監視・指導回数は目標を達成しております。

168ページを御覧ください。

上段の財務状況の左側、正味財産増減計算書の令和6年度の欄でございますが、中段の当期一般正味財産増減額は4,024万円余の増加となり、一番下の正味財産期末残高は9,637万円余となりました。

右側の貸借対照表の令和6年度の欄を御覧ください。

資産は1億730万円余、3行下の負債は1,092万円余、その結果、3行下の正味財産は9,637万円余であります。

次に、中段の財務指標ですが、①の正味財産の対前年度比率は、ウナギ稚魚採捕・供給事業の収益増加により目標を達成しており、②の管理費比率も目標値を達成し、管理費の抑制が図られております。

次に、下段の総合評価の右側、県の評価ですが、活動内容は、ウナギ稚魚供給の活動指標が目標未達となりましたが、過去10年で2番目に多い量を県内養殖業者に供給したことを評価しております。

財務内容は、ウナギ稚魚の採捕収入の増加による積立金の積み増しにより、経営の健全化が図られたと評価しております。

引き続き経営体質の強化と、ウナギ資源の適正管理により持続的な養鰻業発展へ寄与することを求めております。

続きまして、令和7年度の事業計画について説明いたします。

103ページにお戻りください。

今年度は、2の事業計画の（1）のとおり、水産流通適正化法の適用に伴い、新たに県が設置する検量場の運営に取り組んでまいります。

104ページを御覧ください。

3の収支予算書ですが、Iの事業活動収支の部の1、事業活動収入のうち、中ほどの種苗販売事業は、近年の状況を考慮し3,250万円とし、事業活動収入計は1億405万円余を計画しております。

105ページを御覧ください。

下の囲み欄の事業活動支出計は、9,555万円余を見込んでおり、事業活動収支差額は850万円余を計画しております。

次に、IIの投資活動収支の部では、106ページに移りまして、横囲みの上から2番目、投資活動収支差額はマイナス850万円余で、IIIの財務活動収支の部の下のほう、財務活動収支差額はゼロと見込んでおります。

○西田水産政策課長 常任委員会資料の23ページを御覧ください。

一般財団法人宮崎県水産振興協会の経営状況について報告いたします。

1の設立の目的ですが、当協会は、栽培漁業の推進及び養殖業の振興により、海面における本県水産業の発展を図り、県民生活の向上に寄与することを目的として、平成4年に設立されたものです。

2の組織ですが、役員は計11名、職員は計9名です。

3の出資金等ですが、出捐金は5,986万円余で、このうち県の出捐金は2,993万円余です。

次に、別冊の令和7年9月県議会定例会提出報告書の107ページを御覧ください。

2の事業実績ですが、（1）の「栽培漁業振興事業」では、栽培漁業の普及啓発やヒラメ等の種苗放流による資源造成型栽培漁業を推進しました。

（2）の「魚類養殖適正管理指導事業」では、

県内での養殖業における実態調査などを行いました。

(3)の「種苗生産技術開発事業」では、通常ブリ養殖では、春に天然種苗が採捕・導入されますが、本事業では、養殖ブリの周年出荷に向け、夏季生産の超早期人工種苗供給実証試験に取り組みました。

(4)の「養殖用種苗供給事業」では、マダイやシマアジなどの養殖ニーズに対応した種苗の生産供給を行いました。

次に、別冊の169ページを御覧ください。

令和6年度の経営評価について説明いたします。

まず、表中段の県関与の状況の財政支出等の欄を御覧ください。

令和6年度の県委託料は774万円余、県補助金は2,528万円、その右側、派遣県職員の人事費は1,558万円余であります。

次に、一番下の活動指標の欄を御覧ください。

3つの活動指標に対する令和6年度の達成度は、①の放流用種苗生産達成率が99.7%、②の放流魚混獲率が196.0%、③の栽培漁業に関する普及啓発が108.3%であります。

170ページをお開きください。

一番上の表の財務状況の欄を御覧ください。

左側の正味財産増減計算書の令和6年度の欄ですが、中段の当期一般正味財産増減額がマイナス3,483万円余、指定正味財産は該当ありませんので、一番下の正味財産期末残高は1億6,418万円余であります。

続きまして、右側の貸借対照表の令和6年度の欄を御覧ください。

資産は2億524万円余、3行下の負債は4,105万円余、結果、その下の正味財産は1億6,418万円余であります。

次に、中段の表の財務指標です。2つの活動指標に対する令和6年度の達成度は、①の収益事業収入額が68.9%、②の収支比率が79.6%であります、いずれも目標を下回りました。これは、下段の総合評価の右側の県の評価に記載のとおり、令和5年度の防疫措置の影響により、収益事業収入が減少したことが原因です。

しかし、正味財産比率が安定していることや、今年度は漁病の発生はなく、黒字決算が見込まれることなどから、財務内容としては、ほぼ良好と評価しております。

続きまして、令和7年度の事業計画について御説明いたします。

別冊の112ページにお戻りください。

2の事業計画ですが、昨年と同様の事業を実施してまいります。

113ページを御覧ください。

3の収支予算書ですが、Iの一般正味財産増減の部では、(1)の経常収益計は1億9,097万円余、(2)の経常費用計は1億9,045万円余を見込んでおります。

2の経常外増減の部の一般正味財産期末残高は1億6,463万円で、一番下のIIIの正味財産期末残高も同様に1億6,463万円を見込んでおります。

○鴨田畜産振興課長 当課からは3つの法人について報告いたします。

常任委員会資料の24ページを御覧ください。

まず、一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会の経営状況等について、報告いたします。

1の設立の目的ですが、当協会は、和牛枝肉価格の変動で生じる損失を補填することにより、和牛肥育農家の経営安定を図り、もって本県肉用牛の振興、さらには県内地域経済の安定に寄与することを目的に、平成8年に設立されてお

ります。

一方、当協会につきましては、和牛肥育農家のセーフティネット対策である国の牛マルキン制度が充実していること等も踏まえまして、一定の役割を終えたものとして、令和6年11月に解散しております。

2の組織ですが、解散時点における役員は、会長理事ほか監事を含む17名で、そのうち県職員が1名となっております。協会事務は旧JA経済連へ委託されており、法人としての専属の職員はおりません。

3の出資金等ですが、解散時点における寄託金として6,166万円、そのうち県は2,000万円で比率は32.4%であります。

次に、経営状況等について御説明いたします。別冊の令和7年9月県議会定例会提出報告書の171ページをお開きください。

中ほどの表の県関与の状況、県の財政支出等はありません。

下段の活動指標を御覧ください。

活動指標は、①の基金造成額は、達成度76.1%、②の補填金交付額も76.1%でございます。

次に、172ページをお開きください。

一番上の表の財務状況を御覧ください。まず、表の左側の収支計算書ですが、令和6年度の収入は8,547万円余、支出は8,557万円余で、収支差額はマイナス9万円余となります。

次に、右側の貸借対照表ですが、令和6年度の資産は、流動資産のみで661万円余となっており、その下の負債の欄ですが、449万円余となっております。その下の資産から負債を差し引いた正味財産は、211万円余となっております。

次に、その下の財務指標ですが、適正

運営の指標として収支バランスを設定しており、達成度は100.1%であります。

次に、下段の表、総合評価を御覧ください。

表の右側、県の評価ですが、当協会は、流動資産の残額及び積立金額の範囲内で事業を実施しております。財務内容も健全であると評価しております。本年1月以降、法人の清算に向けた手続を進めており、今月内での清算結了を予定しております。

続きまして、常任委員会資料に戻っていただきまして、25ページをお願いいたします。

一般社団法人宮崎県家畜改良事業団であります。

1の設立の目的ですが、当事業団は、優良種雄牛の造成や家畜人工授精用凍結精液の計画的な需給管理を推進することにより、肉用牛の改良及び増殖を促進し、もって農家経営の安定と地域社会の健全な発展に寄与することを目的に、昭和44年に設立されております。

2の組織ですが、役員は、理事長ほか監事を含む20名で、そのうち県職員が1名、県退職者が1名となっております。職員は25名であります。

3の出資金等ですが、寄託金として9,800万円、そのうち県は4,000万円で比率は40.8%であります。

次に、経営状況等について御説明いたします。別冊の県議会定例会提出報告書の173ページをお願いいたします。

中ほどの表の県の関与の状況、県の財政支出等でありますが、令和6年度の県委託料は1億2,146万円余となっております。

委託料の内容につきましては、その下の主な県財政支出の内容の欄の①「宮崎県肉用牛改良総合対策事業」ですが、本事業は、宮崎牛ブラ

ンドの根幹をなし、生産者の経営に直結する重要な取組を行うもので、具体的には、種雄牛候補牛の能力を把握し、種雄牛造成を行うための検定事業でございまして、種雄牛の候補となる直接検定牛の購入費や、産肉能力検定に係る経費や推進費等であります。

下段の活動指標を御覧ください。

凍結精液の譲渡本数を指標として設定し、達成度は88.6%であります。

次に、174ページをお開きください。

一番上の財務状況です。表の左側の収支計算書であります。令和6年度の収入は5億4,233万円余、支出は5億5,162万円余、収支差額はマイナス929万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表ですが、令和6年度の資産は10億6,177万円余となっており、その下の負債の欄ですが、2億7,277万円余となっております。その下、資産から負債を差し引いた正味財産は7億8,900万円となっております。

次に、その下の財務指標であります。①の自己収入比率の達成度は93%、②の管理費比率の達成度は108.5%であります。

次に、下段の表、総合評価の欄です。表の右側、県の評価ですが、財務状況につきましては、飼料価格をはじめとした物価高騰等の影響を受けております。生産者の経営状況を考慮しまして、精液の価格改定を行わなかったこと等により、低ランク精液の供給割合が増加したことが事業収入減少の大きな要因となり、結果的に赤字決算となったところでございます。

なお、令和7年度には、凍結精液の供給実績の多い種雄牛につきまして、ランク及び価格の改定を行ったところであります。引き続き事業収入の増加に努めていくこととしております。

また、全体としては、本県肉用牛の要となる

施設として安定的な供給体制が確保されていると評価しております。

最後に、常任委員会資料に戻っていただきまして、26ページをお願いいたします。

一般社団法人宮崎県酪農公社であります。当公社は、6月県議会におきまして解散の報告をさせていただいたところであります。

1の設立の目的ですが、当公社は、県内の酪農家の預託に係る乳用牛の哺育・育成等を行うことで、本県酪農の経営安定や規模拡大を支援することを目的に、昭和43年に設立されました。

2の組織ですが、役員は、理事長ほか監事を含む11名で、そのうち県職員が2名となっております。職員は12名であります。

3の出資金等ですが、出資金として1億6,058万円、そのうち県は8,000万円で比率は49.8%であります。

次に、経営状況等について御説明いたします。別冊の県議会提出報告書の175ページをお願いいたします。

中ほどの表の県関与の状況、県の財政支出等であります。令和6年度の県補助金は1,328万円余となっております。

補助金の内容につきましては、その下の主な県財政支出の内容の欄ですが、①宮崎県酪農公社運営強化対策事業につきましては、公社の施設整備等に係る起債償還額を出資割合に応じて助成しております。276万円余を支出しております。

②の「乳用後継牛育成預託支援緊急対策事業」につきましては、県内酪農家の物価高騰による影響緩和を図るため、公社の「乳用後継牛預託事業」の預託料の値上げ相当分に係る経費の一部を助成する緊急対策事業として1,052万円余を支出しております。

下段の活動指標を御覧ください。活動指標は、①の預託牛の入牧延べ頭数は、達成度76.4%であります。②の年間生乳出荷数量は、達成度67.4%であります。

次に、176ページをお願いいたします。

一番上の表の財務状況です。表の左側の損益計算書ですが、一番上の売上高は3億8,053万円余となり、売上原価等を差し引いた結果、一番下の欄のとおり、当期純利益がマイナスの5,818万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表ですが、令和6年度の資産は2億1,436万円余となっており、その下の負債の欄、4億6,642万円余となっております。その下の資産から負債を差し引いた正味財産は、マイナスの2億5,206万円余となってございます。

次に、その下の財務指標であります。①の当期収支差額につきましては、生産原価が高止まりしていることに加え、酪農を取り巻く厳しい情勢を背景として、酪農家からの預託が減少したこと等により赤字決算となったことから、達成度はマイナスの666.9%となっております。②の自己収入比率は80.7%、③の管理費比率は113%となっております。

次に、下段の表、総合評価を御覧ください。表の右側、県の評価であります。令和6年度、公社は、預託事業の利用拡大に取り組むとともに、乳用牛部門や肉用牛部門における計画的な淘汰を進めるなど、各部門におけるコスト縮減に取り組んでまいりました。

県も、都城市やJA等の関係機関と連携の下、経営改善チーム会議による指導等を実施したところですが、飼料や資材価格の高止まりに加え、県内の酪農家戸数や乳用牛飼養頭数の減少が進んだこと等により預託牛の確保ができず、損失を計上いたしました。

このような状況下、酪農情勢の好転が見通せない中で、預託農家や出資団体の将来の負担抑制や酪農生産基盤の維持を図るため、冒頭述べましたとおり、本年9月30日をもって公社を解散することが決定いたしました。

なお、6月県議会におきまして御指摘をいただいておりました公社の跡地活用につきましては、出資者である県、都城市、JAみやざきの三者での協議を重ねまして、先般9月8日の理事会において、以下のとおり了承されたところでございます。

まず、基本的な考え方として、公社が国から借り受けていた国有地につきましては、植林するなどして国へ返還することといたします。

個別に申し上げますと、6月の委員会現地調査の際に、最初に見ていただきました御池団地になりますが、御池団地はその多くが国有地であること等も踏まえまして、国有地にある施設は解体し、植林するなどして国へ返還いたします。

なお、施設解体の際には、牛舎等に附帯しました、例えば牛をつなぐスタンチョンですとか換気扇、ウォーターカップなどの資材や飼料生産機械等につきましては、活用可能なものもまだありますことから、購入希望がある酪農家等に対し売却し、有効活用を図ることで公社清算費用の圧縮を図ることといたします。

次に、現地調査の際、後で見ていただいた札立原団地ですが、国有地は御池団地と同様の扱いといたしますが、市有地等にある施設につきましては、現時点で借受け希望者もありますことから、跡地の有効活用につきまして、都城市等と協議を継続してまいります。

以上の跡地活用方針につきましては、9月30日に予定しております公社の総会に諮り、最終

決定をいたします。

今後、公社は10月より清算法人へ移行いたしますが、円滑な清算事務に取り組みますとともに、公社解散により県内酪農家へ影響が及ばないよう、現場に寄り添った対応を今後とも継続してまいります。

○川添委員長 暫時休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時42分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

報告事項について、質疑はございませんか。

○山下委員 酪農公社は、長い間貢献してきたところですが、この状況に陥ったのは時代の流れですから仕方ないなと思います。累積赤字が5億円近くあり、清算業務をしていくと思います。出資金について、県と市とJA経済連があるんですが、どれほどの金額の赤字負担が確定していますか。

○鴨田畜産振興課長 10月から債権、それと債務の確認作業に入りますけれども、6月県議会におきまして、県が5億円余の予算をお願いしまして、議会に承認いただきました。同じく都城市、それとJA都城、合わせまして10億円余の資金を集めまして、そこから、例えば借入金の返済、補助金の返還等々の実務を今からやつていくことになります。

それで今委員がおっしゃったように、累積欠損がありまして、その分については、本来であれば残余財産で充てるんですけども、債務超過の状態になっておりますので、現実的には、例えば、出捐金に残余があれば、そこから充てたりするんですが、現実的には充てることはないということで、清算業務の中で全体を整理し

ていくことになろうかと思います。

○山下委員 約10億円の国有林をまた原状に戻すということまでの積算だったと思うんですけども、それに対しての出資金の配分が、県が8,000万円、都城市が2,500万円とがあると思います。この出資金の案分に応じて、元に戻すための金額の配分を決めたのでしょうか。

○鴨田畜産振興課長 そういうことです。どういう形で清算業務を行っていくかという議論をする中で、今回、出資者の三者では、出資割合に応じて打ち出して、その中でしっかりと清算をしていく。そのため6月県議会におきまして、県であれば5億円余の予算措置をお願いしたところでございます。

○下沖副委員長 酪農公社の器材の売却含めたスケジュール感とどのようなものを売却していくのか教えてください。

○鴨田畜産振興課長 10月から清算法人に移行いたします。2か月間は債権債務の確定作業とかを実務的にやっていきまして、実際はそれ以降になると思います。例えば、御池団地であれば、先ほど申し上げましたとおり、換気扇等が使えるので、その部分につきましては、JAみやざきが農業機械関係の専門的な部署等をお持ちですので、そちらあたりともしっかりと連携することも考えられます。

今回、先般の理事会でも議論しましたのは、酪農公社は、酪農家のいろんな支援をしてきた公益的な施設であるということを考えますと、優先的に酪農家に対して、その資材、器材または飼料生産機械、トラック、トラクターなどの活用可能なものをまずは有効活用していただくようなアンケートをやるということで、先日の理事会でも話をしたところです。

○下沖副委員長 酪農家の皆さんも大変助かる

と思うので、早く情報を届けてあげたらと思つております。

報告書166ページ、農業振興公社の財務状況ですけれども、公社に関する貸借対照表の固定資産の部分と流動負債・固定負債の中身を教えてください。

○堀ノ内担い手農地対策課長 固定資産につきましては、特定資産とその他の固定資産とございまして、特定資産には受取出資金の引当資産とか、担い手確保育成基金引当資産等がございます。その他の固定資産につきましては、施設に要する器具備品等です。

負債の分につきましては、まずは流動負債になります。事業の未払い金、預かり金、短期・長期の借入金等になります。固定負債につきましては農地を買い入れた際の長期の借入金とかになります。

○下沖副委員長 買い入れた農地は流動資産になるのでしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 固定資産の欄に事業用地という欄がございまして、事業用地として計上されます。

○下沖副委員長 すぐ売却とかではなくて、固定資産という形で、ある程度長期で保有する場合でもでしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 買い入れた農地につきましては、当年度に売り渡す即売りタイプ、それから4年10か月後に売り渡す一時貸付けタイプ、それから5年間で分割して売り渡す分割タイプという3つのタイプがございます。一時貸付けタイプにつきましては、5年後に売り払うということで、事業用地として計上されるものがございます。

○下沖副委員長 短期的な1年以内のものは流動に入れて、長期のものは固定資産に分類して、

貸借対照表の中では分けているのでしょうか。

○堀ノ内担い手農地対策課長 流動資産中の事業用地ということで計上しております。

○下沖副委員長 続いて、直近の監査状況について、畜産事業等において監督員の指示書未作成と記載していますが、この指示書の内容を教えてください。

○鴨田畜産振興課長 御指摘の点は、畜産の関係事業で公社が実施している事業で、「畜産基盤再編総合整備事業」になります。事例的に申し上げますと、例えば、農家が畜舎等の施設整備、ハード整備に併せて自給飼料の生産基盤、装置の改良、自給飼料、粗飼料の自給率を上げていくというのがありますが、その事業を行う際に、工事の内容を変更する際に作成すべき監督員による指示書が必要ですけれども、その指示書が作成をされていなかったということで、監査の時点で指摘を受けたものでございます。

工事請負契約の約款等々において、工事内容の変更等がある場合につきましては、指示書、書面により受注者に通知するようということが定められておりまして、その点が未作成であったということで指摘を受けたものでございます。

○下沖副委員長 補助金を使って建てると思いますが、内容的にどうなんでしょうか。

○鴨田畜産振興課長 令和6年度の公社が実施しました畜産施設部門関係の事業で申し上げますと、公社が実施しました畜産関係の事業では、県内で3地域、3地区が取り組んでおります。例えば、西諸の第二地区では、酪農家の方の乳牛舎と、搾乳ロボット等の一式の機械導入がなされ、併せて飼料畑の造成、0.6ヘクタールを実施しております。

また、東臼杵地区におきましては、肉用牛繁殖農家の繁殖牛舎や飼料畑の造成等の取組を実

施しております。

最後に、3地区目の児湯地区におきましては、肥育牛舎の整備、酪農家の飼料畑造成等が行われているところでございまして、この一つにおいて、先ほど言いました指摘を受けたということでございます。

○下沖副委員長 指示書なしでも、この事業計画を出して補助金を受けると思うんですけれども、そこに監督の指示書は必要でしょうか。

○鴨田畜産振興課長 少しお時間をいただきたいと思います。後ほど回答させていただきます。

○井本委員 内水面振興センターは、いつ設立されたのでしょうか。また、今も運営されているのでしょうか。

○安田漁業管理課長 内水面振興センターにつきましては、平成6年に設立したものであり、現在も続いているということになります。

○井本委員 分かりました。

肉用牛枝肉価格安定基金協会が、令和6年11月解散になりました。肥育は大丈夫だと思うんですが、いかがでしょうか。

○鴨田畜産振興課長 先ほど説明いたしました、肉用牛枝肉価格安定基金協会は解散になったんですが、説明の中で申し上げました肥育農家への経営安定のためのセーフティネット対策として、国が実施しております、牛マルキン事業がございます。牛マルキン事業は、コストと販売価格の関係性の中で、販売価格が費用を下回ったときに、その差額の9割を補填するという、国のセーフティネット対策ですので、今回の協会が解散しても、その国の制度がしっかりとございますので、その中で対応していくということになります。

○井本委員 育成は大丈夫だけれども、繁殖のほうです。宮崎牛の根本は繁殖だと思うので、

繁殖牛の規模拡大は難しいでしょうか。

○鴨田畜産振興課長 御指摘の点、非常に大事な点だと思っています。御案内のとおりここ3、4年、非常に物価高騰、飼料価格高騰ということで、畜産分野どの分野も非常に厳しい経営状況が続いて、新規投資——委員が今御指摘しているような畜舎等を建てることで規模拡大を図るなどの取組が進んでいないのが現実です。

また、例えば、国の畜産クラスター事業という施設整備を支援する事業がありますけれども、ここ数年の状況を見てみると、牛の飼養農家、肉用牛や酪農家の活用は、かなり少ないというのが現実です。

私どもといたしましては、今回、本会議におきましても、繁殖雌牛頭数がここ2年間で県全体で約5,000頭減っているという御指摘を受けています。宮崎牛の生産基盤にも将来影響があるんじゃないかなという御指摘を本会議の中でも受けておりますが、その部分も含めて、今後、生産性の向上ですとか、事故率の低減等、基本的な飼養管理技術の部分も含めて、関係機関と一緒にになって取り組んでいきたいと考えております。

○川添委員長 ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川添委員長 それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が終了した後にお願ひいたします。

○梶原農政企画課長 資料は27ページをお願いいたします。

第八次宮崎県農業・農村振興長期計画における令和6年度の主な取組について御説明いたします。

まず初めに、計画の目標についてです。

本計画は、令和3年3月に策定しておりまして、下の図の一番下にございます、新防災とスマート化をキーワードといたしまして、資料中央、赤字で記載しております「持続可能な魅力あるみやざき農業の実現」を目標としてございます。

続いて、28ページをお願いいたします。

本計画では、10年後に目指す将来像を緑色の「農の魅力を産み出す」、オレンジ色の「農の魅力を届ける」、青色の「農の魅力を支える」の3つの視点で整理しております、次代を担うみやざきアグリプレーヤーの確保・育成など、それぞれの枠内に記載しております7つの柱の達成に向けて、各種施策に取り組んでいるところでございます。

続いて、29ページをお願いいたします。

ここからは、令和6年度の主な取組につきまして、先ほどの3つの視点と7つの柱に沿いまして御説明いたします。

まず、「農の魅力を産み出す」のうち、次代を担うみやざきアグリプレーヤーの確保・育成では、新規就農者や参入法人の確保に向け、市町村と連携し、就農相談会などを実施するとともに、新たな就農トレーニング体制の整備に向けて、果樹・花卉や露地野菜につきまして、生産部会や農業法人と協議を行うほか、経営力強化に向けた研修会、商工会等と連携した経営相談会を実施しております。

図の1～3には、関連する写真を、その下の表には、主な指標を掲載しております。主な指標につきましては、新規就農者数では、令和6年度実績が321名、認定農業者数は、これは令和5年度の実績になりますけれども5,541名、続いて、効率的かつ安定的な経営を目指す経営体の農業所得が525万円となってございます。

続いて、30ページをお願いいたします。

産地サポート機能を有する新たな体制の構築では、承継コーディネーターと関係機関が連携した承継支援体制の構築や、ベトナムからの特定技能人材の確保に向けた取組、多様な人材が働きやすい環境づくりとしての休憩所等の整備などに取り組みました。

主な指標といまして、産地サポート機能を有する組織は、令和6年度で4組織、農業経営資源の承継体制が整備された地域が8地域などとなっております。

31ページをお願いいたします。

続いて、「農の魅力を届ける」のうち、スマート生産基盤の確立による産地革新では、施設園芸のハウス内環境データ活用の現場実装に向けたDプロ推進大会や人材育成研修の実施、スマート農業等に対応するための圃場整備や、県内791地区における地域計画の策定、粗飼料の効率的な生産に向けた実証や茶の輸出に向けた加工施設の整備などに取り組んでおります。

主な指標といまして、スマート農業の導入戸数につきましては、耕種で1,071戸、畜産で1,520戸となっております。

続いて、32ページでございます。

産地と流通の変革を生かした販売力の強化では、新ビジネス創出に取り組むローカルフードプロジェクトにおきまして、ユズや地頭鶏などを用いた新商品等の開発を推進しますとともに、輸出促進に向けたイスラム圏などへの販路開拓、香港、台湾からの海外バイヤーの招聘などに取り組んでおります。

主な指標といましては、ローカルフードプロジェクトの取組実践数が26件、農畜産物の輸出額が103.6億円となっております。

33ページをお願いいたします。

産地とマーケットをつなぐ流通構造の変革におきましては、JA等との地域物流改革チームにおける地域物流に関する中長期計画の作成のほか、モーダルシフト促進に向けた鉄道輸送の実証などに取り組んでおります。

主な指標では、高度な物流拠点施設数が3件、規格を統合・簡素化した品目数が1件となっております。

34ページを御覧ください。

最後に、「農の魅力を支える」のうち、次世代に引き継ぐ魅力あふれる農山村づくりでは、特定地域づくり事業協同組合の新たな設立に向けた取組や、集落活動をサポートする中間支援組織の活動を促進するとともに、鳥獣被害対策キャラバンなどを実施しております。

主な指標といたしましては、地域の労働力確保組織数が4組織、農作物の鳥獣被害額が3億3,438万4,000円などとなっております。

35ページを御覧ください。

持続的で安心・安全な農業・農村づくりでは、小水力発電や畜ふんバイオマス発電施設の整備、国際水準に準拠した県版GAP認証制度の創設や有機農業の産地づくりに向けた支援などに取り組んでおります。

主な指標といたしましては、エネルギーMIXの発電施設数が19施設、有機JAS認証面積が467ヘクタールなどとなっております。

以上が、令和6年度の主な取組と実績でございます。

現在策定中の後期計画につきましては、これらの実績や昨今の農業情勢を十分踏まえるとともに、農業者等との意見交換会でいただきました御意見等もしっかりと反映しながら、策定を進めていきたいと考えております。

○西田水産政策課長 資料36ページを御覧くだ

さい。

第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画における令和6年度の主な取組について説明いたします。

当計画は、令和3年度からの10年間を計画期間とし、中段上の基本目標「ひなたイオベーションで新たな波に乗り成長する水産業」に向け、「生産環境の技術革新と多様化」などの4つのひなたイオベーションで、本県水産業の成長産業化を目指すこととしております。

37ページを御覧ください。

目指す将来像と施策の基本方向でございますが、「人口減少社会に対応した生産環境の創出」など4つの施策の展開によって、経営体の収益性向上、漁村経済の活性化、担い手や労働力の確保といった成長のサイクルが形成され、その成長を水産資源や生産基盤が支えるという将来を目指しております。

38ページを御覧ください。

令和6年度の主な取組について、先ほどの4つの施策ごとに説明いたします。

施策1の「人口減少社会に対応した生産環境の創出」では、環境DNAを利用した漁場形成や回遊の把握や、ウナギ人工種苗の生産技術向上といった先端技術による生産力強化に取り組むとともに、漁業体験研修の実施や漁具取得の支援を通じた就業支援、操業支援アプリの普及による新規就業者等への早期技能習得支援を実施しております。

図1～3には、関連する図と写真を、その下の表には、主な指標を掲載しております。主な指標では、漁海況情報のアクセス件数の令和6年度実績が6万8,050件、漁業研修の延べ受講者数が、令和6年度までの累計で67人などとなっております。

39ページを御覧ください。

施策2の「成長をつかむ高収益化と流通改革」では、高収益型漁業への転換を図るための代船や、養殖業における人工種苗への転換、海ぶどう陸上養殖の導入支援、そして、台風第10号に伴う竜巻・突風及び赤潮の被災漁業者に対する支援に取り組みました。

また、生産者、加工業者、県漁連が連携した養殖魚の輸出等の販路開拓や、本県の特徴ある水産物・加工品の県内外におけるPRなどを支援しております。

主な指標では、法人経営体の主要経費に対する生産額の割合が95%、県漁連と漁協の加工・販売額が44億円などとなっております。

40ページを御覧ください。

施策3の「水産資源の最適な利用管理と環境保全への対応」では、TAC管理魚種の適切な利用管理と漁獲枠の確保や、ウナギ稚魚の流通調査と密漁取締りに取り組むとともに、ヤマメ等の産卵場造成など、内水面資源の増殖に関する取組支援、そして、コウライオヤニラミの生息域拡大防止のための内水面漁場委員会指示を発出しました。また、藻場や干潟の保全活動の支援にも取り組んでおります。

主な指標では、漁協による内水面の増殖活動箇所数が48か所、藻場等の保全活動の累積面積が716ヘクタールなどとなっております。

41ページを御覧ください。

施策4の「成長産業化を支える漁村の基盤強化」では、防波堤や岸壁の整備等の地震・津波対策や、海難防止に向けた情報提供や啓発を実施するとともに、漁協合併や共同利用施設等の整備への支援、漁業集落排水施設の保全に取り組んでおります。

主な指標では、地震・津波対策完了漁港数が、

令和6年度までの累計で4漁港、老朽化対策済みの漁港施設数が、同じく累計で60漁港などとなっております。

最後に、現在策定中の後期計画についてですが、これらの実績や昨今の情勢を踏まえるとともに、漁業者等との意見交換会でいただいた御意見等も反映しながら、農業長計と同様に策定を進めてまいります。

○吉野農業普及技術課長 常任委員会資料42ページをお開きください。

野生鳥獣による農林作物等の令和6年度被害額についてでございます。

本件につきましては、午前中の環境森林部の審議におきまして、人工林・特用林産物関係の説明がなされておりますので、私からは農作物関係を中心に御説明いたします。

初めに、1の令和6年度の被害状況についてであります。

農林作物等の令和6年度の被害額は、約4億200万円であり、令和5年度より約6,400万円、約19%の増加となりました。このうち農作物につきましては、(1)の部門別・作物別被害状況の農作物の欄にありますとおり、約3億3,400万円であり、令和5年度より約6,100万円、約22%増加しております。

43ページをお開きください。

(2)の鳥獣別被害の状況についてでございますが、鹿とイノシシの被害が大きく、この2つの獣種の被害額を合わせると全体の約7割を占めているところです。また、令和6年度においては、鳥類による被害額が大幅に増加しており、令和5年度より約130%の増加となっております。

次に、2の被害額増減の要因についてであります。

農作物関係は、（1）にお示ししているとおり、水稻ではイノシシが、芋類ではイノシシやアナグマ等の被害が、令和5年度と比較して増加しているとともに、野菜においては、令和6年度飛来数が多かったヒヨドリにより、キャベツやホウレンソウなどが食害を受け、被害が大きく増加したところです。

また、被害額算出の根拠である農作物の販売単価が上昇したことなどにより、被害額が増加しております。

44ページをお開きください。

3の今年度の主な取組についてであります。

（1）でお示ししているとおり、関係機関等で構成します各地域の鳥獣被害対策特命チームや鳥獣被害対策支援センターを中心とした「守れる集落づくり」に向けた合意形成づくりをはじめ、集落内での鳥獣被害発生状況を踏まえた、餌場やひそみ場の除去による生息環境の管理、有害鳥獣の捕獲、効果的な侵入防止柵や防鳥ネットの設置など、地域と一体となった被害防止対策を推進してまいります。

また、（2）のとおり、被害が増加したイノシシやヒヨドリ対策に関する県域での研修会の開催や、電気柵の効果を高めるアース機能付き防草シートなどの新たな被害低減技術の実証展示を通して、効果的な鳥獣被害防止対策の県内への波及を促進してまいります。

さらに（3）のとおり、国の交付金を活用し、引き続き集落等における侵入防止柵の整備や有害鳥獣捕獲対策を推進しますとともに、わなの見回り作業が省力化される捕獲通知システムの普及や、G P S付き首輪を利用した鹿や猿の生息地域や行動範囲の把握、侵入した群れをセンサーで検知することで一斉捕獲することが可能な捕獲おりわなの実証などにより、I C Tを活

用した鳥獣被害対策を推進してまいります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

○井本委員 野生鳥獣による農作物の被害について環境森林部で話したけれども、イノシシ、鹿は、山の上で生息している。ところが、山の上には食べ物がないので山から下ってくるのに、ここに記載しているのは、全部対処療法です。山の上でイノシシや鹿が生息できるように、植林するように環境森林部に要望したけれども、どのように考えますか。

○吉野農業普及技術課長 委員おっしゃるとおり、最近、市町村等に聞き取りしましても、集落に近いところでイノシシ、鹿の確認をしているという事例を多く聞きます。農政サイドだと、畑、田んぼに入らないように柵を設置するなど、防御の部分が中心となります。攻めの部分である捕獲を含めた部分については、環境森林部が担当となりますので、そちらにも強く申入れをしながら、鳥獣被害対策の取組を進めていきたいと思っております。

○井本委員 私が言いたいことは分かっているのでしょうか。

○吉野農業普及技術課長 十分分かっております。今回、これまで本県におきましては、平成22年に鳥獣被害対策特命チームを環境森林部と一緒にになってつくり、これまでも対策を供にやってきているところです。そういう面では、お互いの関係性については、情報交換、情報共有も含めてしっかりとやってきておりますので、今回、また被害額が増加したという危機感を持って、今後しっかりと取り組みたいと思っております。

○井本委員 イノシシ、鹿が山奥で生息しやすい環境をつくることが本当の根本的な対策ですので、よろしくお願ひします。

○山下委員 長期計画の見直しについてです。5年前と現在では、円安などの影響で農業の環境は本当に変わってきました。

私は、宮崎県内の職業系高校について調べて、全国平均は普通系と職業系が5対5という比率だけれども、宮崎県は普通系と職業系が3対7ということで全国1位でした。職業系の分野は、農業、商業、工業、水産など、様々な分野があるけれども、宮崎県は農業系の占める割合が非常に高い状況です。長期計画の中で農の魅力を産み出す人材の育成と支援体制の構築ということが書いてあるけれども、本県は農業が基幹産業ですので、農業にかかる人材や教育を受け入れていくことは非常に大事だと思います。

農業系高校の人材は食品製造とか様々な分野での受皿になります。農業の生産現場だけでなく食品加工部門とかあると思いますが、それらの部門に高校、宮崎大学、南九州大学などの学生のさらなるスキルアップをしていくような受皿となるのが、宮崎県に求められていると思います。

農業というのは魅力ある産業だと思います。安定した食料を目指していくことや、宮崎県の農業を追求していくこととして重要なのは人材です。そのことを考えると農政水産部は教育委員会としっかりとスクラムを組んでいただきたい。

私は農業大学校あたりのエリアを拡大して、魅力ある農業の発信基地にできないのかなと、いつも思っています。長期計画の基本的な構想として、食料の増産や安定供給、人材確保というのを盛り込んでほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○梶原農政企画課長 この長計後期計画をつくるに当たりまして、現場の農家、それから関係者と意見交換している中で、一番多く聞かれるのが、委員おっしゃるとおり人材の育成というところかと思っております。各地域でも、例えば、県とJAと学校、教育関係者が連携して、そういう若者に対して農業の魅力を伝えて、職業の選択肢として、農業関連産業を選んでいただくことが必要だろうというようなことを、どこの地域にいっても言われております。委員おっしゃるとおり、農業県である本県にとって、産業を支える人材の育成というのが本当の出発点でありますので、ここはしっかりと力を入れていきたいと思っております。

宮崎県は、農業大学校がありますので、そこを核といたしまして、農業高校、農業大学校、それから希望する方には宮崎大学、南九州大学のほうにも進んでいただく。それから、法人に就職する方には、しっかりと技術を身につけていただいて、即戦力として法人に就職していただく。そういう多様な選択肢を学生に対して与えられるように、しっかりと教育の在り方、人材育成の在り方について検討して、長期計画の中でも書き込んでいきたいと思っております。

○山下委員 ぜひよろしくお願ひします。課長は国から来ていると思います。私は現場の高校などを視察して感じたことは、施設が古く、本当に残念だなと思っています。国はスマート農業を推進しているけれども、一般家庭の施設の方が充実しているように感じます。一般家庭の子供が農業高校に来て、施設が古くて驚くんです。

私は、県独自で解決できるわけでもないし、今後は、財務省とかと協議して、食料生産の教育の現場を根本からやりかえないと、今の教育

に合っていません。ぜひ農政水産部サイドから、教育委員会とも互いに連携を取って、学びの環境の中にスマート農業を入れていってもらいたい。農業の生産現場は衰退の一途ですから、ぜひその辺を考慮した計画をお願いしておきたいと思います。

○井本委員 人材不足のため外国人に頼ることは、私は安易過ぎると思います。安易に外国人に頼る発想ではなくて、生成AIなどあるわけですから、人間に代わるものを開発することが大事だと思います。ただ、何かを開発するとなると民間だと開発費用がかかるので、国や公共事業体が進めていくのが良いと考えていますがいかがでしょうか。

○梶原農政企画課長 大きな目的としては人手不足への対応というところで、そこへの一つの手段として、例えば、外国人材がありますし、ほかの手段として、委員おっしゃるような自動化、ロボットの手段があると思っております。どれか一つに依拠するのではなくて、まさに組み合わせが大事だと思っておりまして、自動化できるところは、自動化ロボットなんかも使ってスマート農業の技術を使っていく。でも、どうしても人手が要るところは農作業の中ありますので、そこは外国人材、あるいは農福連携の取組でありますとか、短期人材とか、そういう地元の方々が副業的に行うような農業、そういったところをいろんな手段を組み合わせて、大きな課題であります人手不足への対応というところに当たっていくんだろうと思っております。

人口が今後減少していくことは避けられない事態でありますので、そういった状況を前提として、しっかりと農業現場が抱える課題に、いろんな手段を組み合わせて対応していくという

ところで、そういった基本的な思想で、後期計画もつくりていきたいと考えております。

○井本委員 生成AIが、今の仕事の8割ぐらいなくなるという予言しているわけですから、少しでも先取りしていただきたい。

○山下委員 私はぜひ荒廃農地が増えているのか現場を見てほしいんです。イノシシ、鹿被害がどれだけ出ているかということを、待ったなしでやっていく必要があり、その中に人材というのが一番肝心な要になってきますから、そのことをしっかりと見てほしいです。

○梶原農政企画課長 私は宮崎県に来て3年目になりますけれども、中山間の担当、扱い手農地の担当をさせていただいて、3年目で農政企画課長ということで担当させていただいています。大事なことは現場を見ることだというのは、委員おっしゃるとおりだと思っております。各担当のときからも現場を見させていただいて、農家の方のお話を聞かせていただいて、政策、課題の解決に当たってきたつもりでおります。

今回の長期計画作成に当たりましても、各地域に地域懇話会が開催されておりますけれども、そこも私は全部出席させていただいて、御意見を直接賜ったところあります。課題も現場にありますし、その答えも現場にあると思いますので、そういう現場第一で、この長期計画の策定にも当たっていきたいと思います。

○山下委員 ぜひ農業系高校の現状も見てください。国に戻ったら、やっぱりこれではいけないと思うと思います。

それと中山間地域で農地として復元できないところは、山に戻さないといけないと思います。どうしても手をつけられない谷間のところは、食料難のとき可能な限り開田していったわけですから、そこが使えなくなってきたということ

は、また山に戻さないといけないということです。

それと、可能な区画を広げられるところは、地域計画の中に落とし込んで強力に進めていかないと、待ったなしだと思うので、ぜひお願ひしておきたいと思います。

各振興局ブロックの、そのような数値目標があつたかと思います。そのデータを基に、荒廃農地が10年後にはどれくらい農地面積に出てくるのかについて、国も把握できると思うんです。だから、早く本県は、全国に先駆けた数値目標や地域計画を進める中で強力に進めないといけないかなと思うのですが、その辺の見通し、今後の取組はどう考えているのでしょうか。

○堀ノ内 担い手農地対策課長 地域計画におきましては、担い手の農地集積率8割という目標を設定しております。その目標を達成するためには、地域計画を令和7年3月までに一旦作成しておりますが、話し合いへの参加率、アンケート回収率が約5割ということで、関係者の意見が十分に反映できていないところで、改めまして見直し等を図ります。再度のアンケート、話し合い活動をやっていくことで考えております。

ただ、市町村職員等の人材不足、マンパワー不足等もございますので、県とか、農業委員会、農業団体、連携したチームを策定いたしまして、話し合い活動の支援をやっていきたいと考えております。

○山下委員 ぜひ強力に進めてください。

それと水産関係について、海ぶどうの生産コストはどれくらいかかるのか見通しを教えてください。

○西田水産政策課長 海ぶどうを去年から着手していまして、試行錯誤の状況であります。やっと今年に入って定常的な出荷が始まりつつ

あるというところです。生産原価がどれくらいになるのかとかについて分析までは、まだ至っていないところであります。

ただ、今後、これを普及していくに当たっては、そこもきちんと出した上で広げていく必要があると思いますので、今後その辺も分析をした上で普及を図っていきたいと思っております。

○井本委員 日本は一生懸命に農地集約しようとしています。恐らく生産性を高めるために、基盤整備を行い、そして農業者の生産性を上げていくのが、大きな流れだろうと思います。

農地の規模拡大は、将来的にどのくらいの規模になつたら満たされるのでしょうか。農業人口は、限られてくると思うけれども、ある程度のシミュレーションはしているのでしょうか。

○堀ノ内 担い手農地対策課長 認定農業者につきましては、長期計画におきましても目標数を設定しておりますし、毎年の新規就農者確保数につきましても目標を設定しております。あと農業法人につきましても、目標設定した上で、その目標に向かって育成確保の取組を行っているところでございます。

○鴨田畜産振興課長 先ほど、下沖副委員長から御指摘のあった指示書の件ですが、指示書が作成されていないことで、今回、監査上指摘を受けました。そこは公社としても監督上の不備があったということにはなるんですけども、事業の遂行上には影響はございません。しかし、こういうことで御指摘も受けていますので、県といたしましても、しっかりと監督員による指示書の作成漏れがないように、複数の職員でしっかりと確認するよう指導をさせていただいたところでございます。

○下沖副委員長 採択基準に入っていないということでしょうか。

○鴨田畜産振興課長 そのとおりです。

○川添委員長 ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのほかで何かございませんか。

○井本委員 冒頭、情報漏洩のため謝罪したけれども、あなたたちの責任でしょうか。

○押川農業流通ブランド課長 実際、管理は委託先にしておりますけれど、県が委託しているからには、県の責任だと思っております。

○井本委員 県に過失があったんですか。

○押川農業流通ブランド課長 しっかり管理しているかというのを見ていなかったというところについては、監督不備があったということで、県の責任だと思っております。

○井本委員 どういう監督義務があるのでしょうか。簡単に頭を下げるの、私は心配しています。

○押川農業流通ブランド課長 今回漏れたのは、会員情報になります。それは、会員間同士では、すごく重要な情報だったと思っています。会員間だけでは、十分使われていたんですけども、今回はそれが会員ではない方にも見れる状態になっていました。

○井本委員 事実は分かっています。事実ではなくて、監督義務の内容は何かを聞かせてください。

○押川農業流通ブランド課長 我らが守らなくてはいけないことは、会員間同士で情報共有できるものをつくっていただいて、それをみんなでシェアするところは、こちらから指示しておりました。

○井本委員 そこで監督義務は、どのように発生するのでしょうか。あなたに過失はなかったと思っています。

○押川農業流通ブランド課長 過失の有無よりかは事実として出てきております。

○井本委員 事実として情報が漏れたのは分かる。あなたたちの過失で情報が漏れたのか、あなたたちが情報を渡したところで過失があったのかはまた別の話です。あなたたちに過失があったから謝ったのか。普通、謝ることは、過失義務か、故意責任のどちらかです。過失があったなら、謝ったんだろうなと私は思ったんだけれども、どこに過失があったのでしょうか。賠償責任が問われたときに、あなたたちは責任負いますか。私は、簡単に謝らないほうがいいと言っているんです。私は情報が漏れたのは知っていますが、私はあなたたちに過失責任があると思っていなかった。その辺をはっきりしないと、あなたたちに賠償義務がある。

○児玉農政水産部長 法律的なところもあるかと思いますが、例えば、工事請負契約の場合ですと、工事を完成するまでは、工事の事業者に責任がありますので、途中で事故が起こったりしたものについては、全て請負契約の責任になります。

今回は委託契約ということでございまして、個人情報が漏れた際、民間でもそうですけれども、IT業者の責めに応じて、委託元にも一切責任がないというのは言えないのが社会的な常識と考えられますので、責任がないとは言い切れないと思います。

○井本委員 道義的には恐らくあるかもしれません、法律的に責任があるのかないのか。

○児玉農政水産部長 契約をしている以上は、全くないとは言い切れない以上は、あると言わざるを得ないと考えています。

○井本委員 本当に県に過失責任があるのでしょうか。

○児玉農政水産部長 はい。その後の求償とい
うのは、また別途あると思います。求償とい
ふことで、県がさらに委託先に求償を求めるとい
うのはあると思います。

○井本委員 県が求償を求める。県は損害賠償
義務があるわけよ。

○児玉農政水産部長 一旦です。その上で、県
が委託先に求償するというのは、民法上あるか
と思います。

○川添委員長 ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川添委員長 それでは、以上で農政水産部を
終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時55分休憩

午後3時59分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたし
ます。

まず、採決についてであります。委員会の日
程については、最終日に行うことになっており
ますので、22日月曜日に行いたいと思います。
開会時刻は午後1時10分としたいのですが、よ
ろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川添委員長 では、そのように決定いたしま
す。

その他で何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川添委員長 それでは、以上で本日の委員会
を終了いたします。

午後3時59分散会

令和7年9月22日(月曜日)

午後1時8分再開

出席委員(7人)

委員長	川添博
副委員長	下沖篤史
委員	山下博三
委員	二見康之
委員	野崎幸士
委員	井本英雄
委員	前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主事	黒木燿一朗
議事課主任主事	前鶴彩友

○川添委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決であります。採決の前に賛否を含め御意見をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

午後1時8分休憩

午後1時9分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。
採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括採決がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、議案第12号及び議案第16号につきましては、原案のとおり可決することに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第12号及び議案第16号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、委員長報告骨子(案)についてでございます。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はございませんか。

暫時、休憩いたします。

午後1時9分休憩

午後1時13分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業の振興対策に関する調査につきましては、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議ございませんので、その旨、議長に申し出ることにいたします。

次に、11月4日火曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時14分休憩

午後1時18分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたし
ます。

11月4日の閉会中の委員会につきましては、
正副委員長に御一任いただくことで御異議ござ
いませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川添委員長 それでは、そのようにいたしま
す。

最後に、その他で何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川添委員長 以上で、委員会を閉会いたしま
す。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時18分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 川添 博

